

建築基準法再改正に向けて「職人がつくる木の家」づくりを未来につなげるためのアンケート

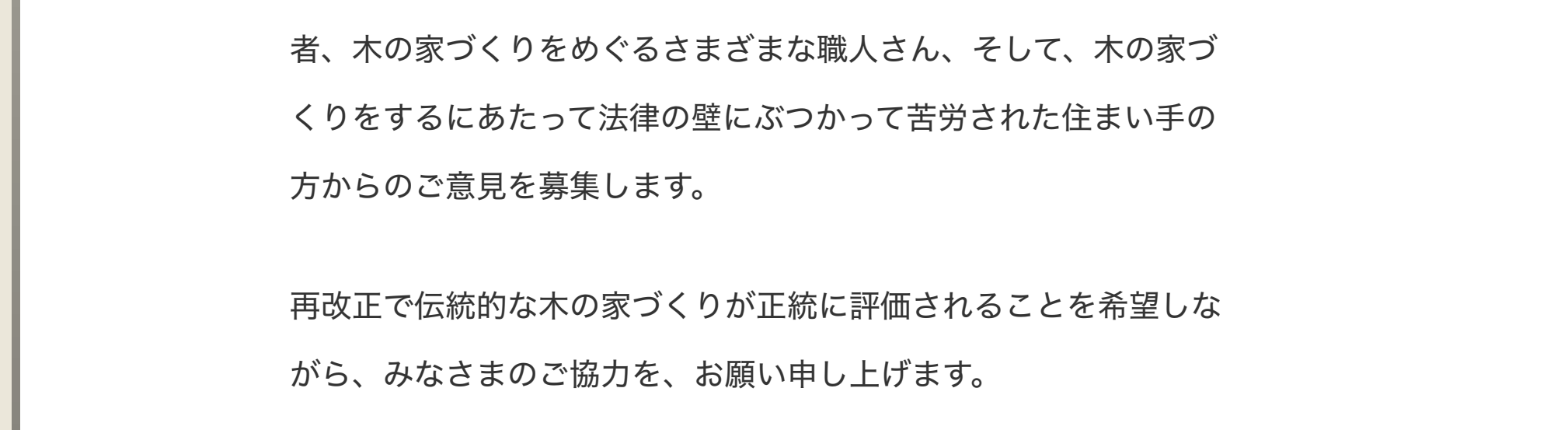
このページは旧フォーマットで表示しています。

Like 5 Post

木の家ネットでは改正基準法再改正を求めていくために、12月1日より公開アンケート調査を行ってまいりましたが、**2009/12/18(金)をもって締め切らせていただきました。回答項目数800近くの応募をいただきました。ありがとうございました。**

日本の職人技術として連綿と受け継がれてきた木の家づくりに、法律上、正統な位置づけが与えられていないために、現実には家づくりをしようとする、さまざまな場面で法律の壁にぶつかってしまします。

今の法律で想定している木造軸組住宅とは、在来工法といって、「金物」「筋交い」「合板」「コンクリート基礎」「集材や新建材」など、戦後の技術体系、設計思想にもとづいています。一方で、それ以前からある伝統的な木の家づくりは「木組み」「貫・土壁」「石場建て」「無垢の木」と、現代のつくり方とはまったくちがっています。現代工法と性質の違う伝統の家づくりを、現代工法の基準で判断すること自体に無理があり、それが「法律の壁」をつくってしまっているのです。



伝統構法 柱と柱の間を「貫（ヌキ）」という横板が通り、柱との交差部分は、木組み。桁と梁も、交差して組み上げている。
在来構法 木組みを簡略化。金物を使って木と木を固定し、さらに斜めのつっかい棒である「筋交い」を入れて補強してある。

前原国土交通省大臣は政権交替で大臣に就任して早々に、「改正基準法は、確認審査の迅速化、書類の簡素化、厳罰化という方向で再改正したい」と意思表明しています。それに向けて、今度こそ、木の家づくりがしやすくなるよう、障害となっている点についてアンケート調査を実施しています。

大工さん、工務店さん、設計士の方はもちろん、製材、林業関係者、木の家づくりをめぐるさまざまな職人さん、そして、木の家づくりをするにあたって法律の壁にぶつかって苦労された住まい手の方からのご意見を募集します。

再改正で伝統的な木の家づくりが正統に評価されることを希望しながら、みなさまのご協力を、お願い申し上げます。

「日本は木の国」なのに、戦後、木の家づくりが減ってしまった

日本は木の国です。人は昔から、近くの山の木を伐り、木の家をつくり、住んできました。木の家をつくってきたのは、木の良さを最大限に引き出す技術を、棟梁から棟梁へと受け継いで来た職人たち。木の性質に応じ適材適所の判断をしながら、一本一本の材を手刻みで加工し、金物を使わず「木組み」の技で、丈夫で長持ちする家の構造を組みあげます。それに左官職人が土を練って壁をつけ、瓦や草などで屋根を葺いて仕上げられた木の家は、何世代にもわたって住み継がれてきました。長い年月を経て今なお日本各地に残る民家や町家、神社仏閣はみな、こうした職人技術と自然素材とでつくられてきました。

ところが、日本では長いことあたりまえであった「職人がつくる木の家」づくりは、戦後、急速に減少していきます。今や「木の家」といっても、ツー・バイ・フォー、パネル住宅、在来工法など、集材や新建材を使い、プレカット工場で加工した材を金物で組み立てる家づくりが主で、「日本らしい風景」を形作ってきた、新建材や金物を使わず、無垢の木を職人技術で組み上げる「本物の木の家づくり」は、「伝統構法」とか「伝統的工法」と呼ばれる特殊なものとなってしまいました。

本物の木の家づくりは「手をかけること」それができなかつた戦後復興&高度経済成長期

なぜ「本物の木の家づくり」が減ってしまったのか？ 一言でいえば、それは「手間がかかるから」です。一本一本違う木を触って、個別に対応し、手で刻む。金物を使って簡単に接合するのではなく、大工の技術でしっかりと組み上げて行く。何度も塗り重ねる土壁が乾く時間を待って、次の工程に進む。いずれも、大工の確かな目と手の技術、そして時間をかけてはじめて成り立つものです。

戦後の復興期には、家を建てるようにもまともな木もなく、技術をもった職人も不足しており、まともな木の家づくりはできない状態であったため、しかなかつたかもしれません。しかし、復興期を脱して高度成長期に向っても、元の木の家づくりの流れに戻ることはありませんでした。

というのは、住宅産業が興り、家づくりそのものが大量生産、大量消費の流れに?み込まれ経済効率を最優先させるようになってしまったからです。結局、復興期にあっても、高度経済成長期にあっても、一棟一棟、コソコソとつくりあげる「職人がつくる木の家」は、主流とはなりえなかつたのです。

復興期につくれ、高度経済成長期に改訂を重ねてきた建築基準法では、「伝統構法」や「伝統的工法」の存在すら、言及されていません。建築基準法ができて65年。気候風土に調和した美しい日本の町並みは失われ、どこに行っても同じような、無秩序な風景に取って代わられてしまいました。

社会が成熟期を迎え、見直される伝統の家づくり

しかし、だからといって、本物の木の家づくりが、消え去ったわけではありません。細々とではあっても、地方の小さな工務店や大工を中心に「職人がつくる木の家」として、受け継がれて現在に至っています。この「職人がつくる木の家ネット」に集まっているのは、そうしたつくり手たちです。

そして、高度経済成長期を過ぎ、社会が成熟期に向おうとしている今、フローからストックへ、消費型社会から循環型社会へ、自然破壊から環境との共生へと人々の指向がシフトしているように思います。

「すぐに住めなくなる家でなく、長持ちする家を」「すでにある社会的ストックを大事にしよう」「環境負荷の少ない家づくりを」「世界に誇れる美しい日本の風景、まちなみを大事にしよう」といった考え方がようやく浸透し、「伝統構法」や「伝統的工法」とよばれる本物の木の家づくりも、単なる過去の文化遺産としてだけでなく、未来への可能性をもつものとして、注目を集めはじめています。最近では国会の審判でも、「伝統構法を守る」ということが討議されるようにまでなってきました。

法律が「職人がつくる木の家」づくりをしにくくしている点を、改善しよう

ところが、こうした「職人がつくる木の家」づくりをしようすると、戦後復興期、高度経済成長期といった、木の家づくりを顧みなかつた頃に成立し、成長してきた建築基準法やほかの法律が障害となって立ちをはかるのです。

特に、耐震偽装事件への対応として2006年に「改正基準法」が施行され、厳格な運用がなされるようになると、「伝統構法」や「伝統的工法」は、もともとその本来の性質が法的に正しく位置づけられていないために、まともにとつくりたいとすればするほど、法律違反になりかねないという矛盾した事態に直面しています。

このアンケートでは、そうした現状を、つくり手のみなさんや住まい手のみなさんから多く吸い上げ、基準法はもちろん、関連する法律全般にわたって「職人がつくる木の家」には、こういった規定はそぐわないという意見集約をしたいと思っています。これまで「伝統構法」や「伝統的工法」が想定されてこなかつた、疎外状況を脱けだし、こうした家づくりの本来の性質に合った法的な扱いがなされていくよう、求めていきたいと思っています。

「中間報告」のページには、2009年11月14?15日に行われた職人がつくる木の家ネット第9期総会で実施した予備アンケート、および、「職人がつくる木の家」の住まい手のみなさんに寄せていただいたアンケートの結果をのせています。それも参考にしながら、みなさんも、ぜひアンケートにご回答くださるよう、お願いいたします。

Like 5 Post

1 2 3 4 5 6



木の家イベントカレンダー

最近の特集記事

- 2018年6月15日 やさしくて強い、理想の家を求めて、AI設計研究室 大前泰秀さん
- 2018年5月15日 磨き上げた職人技で、木を生かす：西岡建築一般建築士事務所 西岡健一さん
- 2018年4月20日 大工と左官の職人プロジェクトチーム 総合建築師 植田俊彦さん 俊明さん
- 2019年4月10日 本物の家づくりを、自由に、楽しんで！ 株式会社木神楽 高橋一浩さん
- 2019年1月5日 新春特集 2018年のベストショット集
- 2018年12月29日 板倉仮設住宅 移設ものがたり part3 大工の暮らと今後の課題編
- 2018年12月17日 板倉仮設住宅 移設ものがたり part2 実録編
- 2018年12月14日 板倉仮設住宅 移設ものがたり part1 概要編
- 2018年9月4日 職匠 菊持工務店 副社長・菊持大輔さん
- 2018年6月15日 鶴岡 総会予告 その1 散るよ、生き延びよう！

人気のある記事

- 家のお風呂、こうやって作る、こうやって保つ 16件のビュー
- 伊勢神宮遷宮、御袖始まり：300年の大木を伐る！ 16件のビュー
- 冬の温熱調査会報告 15件のビュー
- 大工たちによる「家探し」の記録 14件のビュー
- 込み栓角ノミ復活！松井鉄工所訪問記 14件のビュー
- 設計士・丹羽明人さん(丹羽明人アトリエ)：納得できる答を探して 11件のビュー
- 古川 保の熊本市川尻町 震災日誌 11件のビュー
- 工務店・西修正幸さん(ピオプラス西條デザイン)：北海道で無垢の木の家づくり 10件のビュー
- 設計士・古川保さん(古川設計室)：木の家づくりは仕組みづくり 9件のビュー
- 第11期木の家ネット総会 宮城大会 9件のビュー

この記事のタグ

- このまちなみを次世代に
- 建築基準法と伝統構法
- 日本文化と木の家
- 木の家と安全性を考える

同じタグがついた別の記事

- 2001年11月25日 工務店・渡邊隆さん(風基礎設計)：五十年後、百年後に木の家が残る環境をつくること
- 2008年3月27日 このまちなみにとって残っている？はいあの家も「既存不適合」？
- 2008年9月27日 鈴木祥之先生(立命館大学教授)：伝統構法で使える耐震設計法を探る
- 2009年10月6日 第三回これ木造フォーラム「伝統構法はこれからどこへ向かうのか？」の報告
- 2008年11月28日 第八期木の家ネット総会・小江戸川越大会のレポート

1 2 3 4 5 6



関連する記事はこちら

- 速報！アンケートの全回
- 第三回これ木造フォーラム「伝統構法はこれからどこへ向かうのか？」の報告
- 「伝統構法と職人のこれからは？」大橋好光教授の展望に向けて、実物大実験！
- 伝統木造設計法構築に！
- 鈴木祥之先生(立命館大学教授)：伝統構法で使える耐震設計法を探る

北海道・東北	関東 (東京以外)	甲信越・北陸	東海	関西	中国・四国	九州
北海道	栃木県	新潟県	岐阜県	滋賀県	鳥取県	福岡県
青森県	群馬県	富山県	静岡県	京都府	岡山県	佐賀県
岩手県	埼玉県	石川県	愛知県	大阪府	広島県	長崎県
宮城県	千葉県	福井県	三重県	兵庫県	山口県	熊本県
秋田県	神奈川県	山梨県		奈良県	徳島県	大分県
山形県	関東 (東京)	長野県		和歌山県	香川県	愛媛県
	東京都				高知県	



この「アンケート中間報告」は、2009年12月18日(金)まで公開で実施しているこのアンケートと間内容のもの、11月14日15日熊本で行われた職人がつくる木の家ネットの第9期総会で実施して得た回答(201項目)から抜粋・整理し、中間報告としてまとめたものです。

伝統構法が建築基準法に位置づけられていないへの不満が圧倒的に多かったです。

法律が妨げになっているために伝統構法が施工できず、人材育成もできず、困っています(滋賀県 大工)

日本が世界に誇る木造建築文化である伝統構法が、法律で建てられないということは日本の木造建築文化の崩壊につながります(岡山県 設計士)

あなたはどう思いますか? 世界最古の木造建築物である法隆寺も、古京都や奈良にある歴史的な建物も、各先に残る伝統的な町並みも建築基準法では認められていない建物であることを...

法律によって国の歴史的な財産を失うような愚かな政治を行うことのないよう、胸を張って伝統構法を建てられるようにしていただきたい(岡山県 設計士)

木の文化の国として現在のさまざまな法律は改正すべき(埼玉県 大工) 建物の安全性以上のことを言わないのは、建築基準法が最低基準であるためなのですが、伝統構法を扱っていないのがために、結果的には、自国の歴史文化を否定することになってしまっているのです。

多様性や地域性が認められていない、現未規定が多すぎる、という指摘もありました。次のような方向性の改正が望まれます。職人がつくる木の家(伝統構法)と最近主流のプレカットの家(在来工法)が同じ土俵にのっていること自体に無理がある。ゆっくりどでもいから、少しずつ改善して、職人にとって家をつくりやすい環境にしていってほしい(愛知県 工務店経営)

日本が世界に誇る木造建築文化である伝統構法が、規制の対象であるとは、おかしなこと。むしろ、国の法律で守るべきものではない(静岡県 設計士)

石場建てを認めてほしい

建築基準法には「土台を設け、基礎に緊結せよ(建築基準法施行令第42条土台及び基礎)」「コンクリート基礎高は300mm以上必要(告示第1347号建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件)」という規定があります。

ところが、伝統構法では、土台を用いず、礎石(あるいは独立基礎)の上に直接柱を立てる「石場建て」(柱は礎石に載っているだけで、緊結はされない)という、建築基準法の仕様規定に合致せずやり方が異なります。これを認めてほしい、という回答が回答数としては一番多く寄せられていました。

なぜ「石場建て」にしたいのか。石場建ては柱と基礎とを緊結しないので、大地震の時に上部構造が基礎からずれることで地震力を入力を軽減できる(多数)というのが、石場建てを推進するつくり手の考えです。現代工法の「上部構造はがっちり」と基礎に緊結する」というのは正反対の考えですが、「むしろ足元をフリーにしないと、強い地震には耐えられないと思う」(千葉県 大工)という感覚が、伝統構法に携わる大工さんたちにはあります。10月にE-ディフェンスで長期優良住宅仕様3階建て木造建築物を揺らす大規模実験がありました。足元の金物を用いて強固にした長期優良住宅仕様と、通常の基準法仕様との2棟の実験棟を同時に揺らしたのですが、前者はひっくり返るようには倒壊しませんでした。予想外の結果と報道されていますが、石場建てを知る人には「さもあらなん」というできごとでした。

10月にE-ディフェンスで行われた3階建ての実験です: 神戸新聞の記事です。こちらから動画をご覧いただけます。

なお、高温多湿な環境のもとでの耐久性という面からも、石場建てを推奨するつくり手は多いです。床下の風通しがよくなり、湿気対策、シロアリ対策になる(多数)とあげる人が多かったです。コンクリートという素材の性質に着目した意見もありました。自然石ほどにはもたないコンクリートの上に建てて、100年200年もつ木造住宅が出来るのか?(京都府 大工)

現在の建築基準法では、「石場建て」は仕様規定からはずれるため、限界耐力計算という構造計算で安全性を証明することが求められます。2007年の改正基準法以後、その計算を使うと「ピアクエム」といって、高層ビル並に暮らすこと多くの時間とお金がかかるルートをとられることになってしまっています。そのおかげで、改正基準法以来石場建ての施行例は激減。「石場立てを認めてほしい」という声は、切実です。

過去の記事をご参照ください: 「このままでは伝統構法の家がなくなってしまう?」 2007年の改正基準法以降の石場建てをめぐる状況を分かり易く解説しています

「つくり手インタビューvol.26 古川保さん」 なぜ熊本で石場建てがおすすめるのか?気候風土から考えてます

「つくり手インタビューvol.31 綾部孝司さん」 埼玉で石場建ての家をつくる綾部さん。大工としての使命感をもつてやっています。

ほか、火打土台は必要なのでは?という意見も多数ありました。

建築基準法では金物接合が前提。木組みの場合、必要のないところには金物を使わなくてよいように、してほしい

建築基準法に「構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締結、かすがい打、込み栓打その他の国土交通大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならぬ。【施行令第47条 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口】」とあります。「そして第47条第1項の規定に基づき、木造の継手及び仕口の構造方法を次のように定める木造の継手及び仕口の構造方法を定める件告示(告示第1460号)」で、どんな金物を使うべきかを規定しています。

これに対して 金物絶対主義をやめてほしい(福岡県 設計士)

この金物はなぜつけなければならないのか?というように、現実の使い勝手とあてない、現場から見れば不要とか思えないような金物を要求される(滋賀県 大工)

とにかく金物を減らしたい。仕口継手をきちんとする場合は免除されるなどしてほしい(東京都 設計士)というのが、実務者の言い分です。伝統工法では部材接合部において地震による変形時におたがいめり込み合うことで最終的な耐力を発揮するようになっていて、短いボルトと金物に頼る接合部での耐力は全く見込めない一般的な在来工法とは全く異なるのです。

つまり、金物接合を前提とした、在来工法の細いプレットの柱梁とちがう、こちらはしっかりした材を手刻みで加工しての木組みなのだということを考慮してほしい、ということです。基礎は石場建て、接合部は木組みというのは、伝統構法の2大特徴でもいうべきものですから、当然といえば当然です。

N値計算をするなどして、接合金物を極力減らしているが、引き抜き力に対するホールダウン金物等は、なかなかはずせない(北海道 設計士)

N値計算とは、接合部にかかる引き抜き力を実際に求めることにより、先ほどの告示1460号で規定するより安全側に書いてあることへの指定をはずすという計算方法です。(先ほどご紹介した告示1460号の二にただし書きとして書いてあります) 具体的には、告示1460号そのままでいくと金物をつけなければならないところ、長ばそなどで済むというような工夫を、つくり手はしているのです。まだまだ整備途上ではありますが、住宅木造技術センターで木造住宅耐力要素データベースをつくらせているので、その値も活用していけそうです。

それでも、前の項目で紹介した「建物には土台を敷く。土台と基礎とは金物で緊結する」ということは、必須のこととして決まっていますので、仕様規定の基礎でいく限り、それは省くことができないのは悩ましいところです。

大工さんと話していると「木と木は(込み栓や楔など)木で締めるべき。金物で締めること、木の悲鳴が聞こえてく」という感覚をもっているのがよく分かります。経年変化を考えれば金属は錆びていくこと、木と金属という異素材同士の組み合わせに大きな力がかかれば金属が木を破壊してしまうようなのですが、そんな理屈以上に、日々、木を触っている大工さんには、木への特別な思いがあるのです。火打梁が必要ないような木組みでも入れなくてはならないのが困る(多数)との回答も多かった。どちらにしても、木組みであるという伝統構法の特徴が、基準法で正統に扱われていないことが問題です。

伝統構法の構造安全性は、壁量計算だけでは、はかりきれない。

建築基準法には「構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物については、すべての方向の水平方向に対して安全であるように、各階の張り方向及びけた方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を約いしく配置しなければならぬ。【施行令第46条 構造耐力上必要な軸組等】」とあります。条のの後半には、壁倍率計算の根拠となる表があげられており、筋交いをたくさん入れたら、構造用合板を用いるものには、高い倍率が与えられます。

壁量計算に入れられる要素が少なければ、要求される壁の長さを満たすために、壁をたくさんつくらなければなりません。そこで、こんな意見もありました。下がり壁、小壁、大差生り口などが壁量に算定されない。(余力)としてではなく、令46条の要素を充実させたい(埼玉県 大工)

貫や土壁の壁倍率が少な過ぎませんか?(東京都 設計士)

伝統構法の家はもともと、壁が少ない、開放的な開きが特徴です。与えられている壁倍率が適切かどうかという点以前に、「伝統木造を壁倍率だけで評価すること自体に疑問がついて」(愛知県 大工)という意見もあります。伝統木造は、がっちりとした木組みの軸組もっている。それをカウントせずに壁だけで評価すること自体は疑問というところ。現在の建築基準法で規定している木造住宅は、在来工法、ツーバイフォー、プレハブ工法、いずれをとっても「壁でもたせる」つくりなので「壁の量」が耐力の基準になっているのかもしれないかもしれませんが、しかし、現行法にない建築除外するのではなく、建築の多様性を認めるのであれば、それぞれの本業の性質に合った評価の方法があって当然です。伝統木造が壁以外に耐力をもつ性質をもっているのであれば、それを評価するしくみがあるべきです。

また、接合部というよりは木組みの構造全体の扱いについて、大改正にならざるにできることとして、次のような提案もできています。建築基準法では、建物の損傷限界は1/120まで、安全限界は1/30までと定めているが、伝統木造については、損傷限界1/60まで、安全限界は1/15まで認めてほしい(徳島県 林業)

伝統構法の構造的な特長すべきなのは「変形能力と復元力特性」。平行四辺形のように変形しても、またしなやかに戻るといのが大きな特徴です。

専門用語になりますが、高さに対する傾きを変位角(単位はrad=ラジアン)と言います。つまり、地震などで建物と地面に対してどれくらい斜めになるかという「傾きの度合いを」さしています。

建築基準法では建物の変形について、中地震程度においては軽微な直して済む程度の損傷でも「損傷限界は1/120まで、大地震においては建物の中にいる人命を確保できる「安全限界は1/30まで」と規定しています。

伝統構法の建物は、ほかの現代工法の建物とくらべると、変形はしやすいのですが、最終的に大きな変形をたたくつくる建物とくらべると、より変形量が大きく、やわらかい建物といえます。ところが、伝統構法の建物を、よりかたい現代工法の建物と同じように「損傷限界を1/120、安全限界を1/30」と限られてしまうと、伝統構法のやわらかさを発揮できないのです。

これは仕様規定ではなく、性能規定で、限界耐力計算を用いる時に関係してくることなのですが、どこまでの変形を認めるかということが建物の構造設計における安全性の可否の分かれ目になるので、ここは重要なポイントです。

過去の記事をご参照ください: 「伝統構法の復権 vol.5 探ってみよう、伝統構法の底力」 層間変位角、変形能力と復元力特性など、伝統構法の構造的な特徴を解説しています。

「伝統構法の復権 vol.4 新潟地震調査ボランティアの報告②被災住宅に見る古い道理と新しい道理」 新潟県栃尾市半壁金の被災住宅に、伝統構法の粘り強い構造の原点を見る!

壁量計算ではなく、限界耐力計算で構造計算をすることで構造安全性を証明する道もありますが、そのハードルがとても高くても、ということはおそらくは乗り越えられない。壁量計算にかかわる「求められている」というのは、国交省では、2008年度から、伝統木造住宅の性能検証・設計構築事業が来年度までの3カ年事業で進めています。伝統木造の性質に合った、実務に使える方法ができるよいのです。

「伝統構法の復権 vol.5 探ってみよう、伝統構法の底力」 層間変位角、変形能力と復元力特性など、伝統構法の構造的な特徴を解説しています。

「伝統構法の復権 vol.4 新潟地震調査ボランティアの報告②被災住宅に見る古い道理と新しい道理」 新潟県栃尾市半壁金の被災住宅に、伝統構法の粘り強い構造の原点を見る!

壁量計算ではなく、限界耐力計算で構造計算をすることで構造安全性を証明する道もありますが、そのハードルがとても高くても、ということはおそらくは乗り越えられない。壁量計算にかかわる「求められている」というのは、国交省では、2008年度から、伝統木造住宅の性能検証・設計構築事業が来年度までの3カ年事業で進めています。伝統木造の性質に合った、実務に使える方法ができるよいのです。

過去の記事をご参照ください: 「伝統構法の復権 vol.5 探ってみよう、伝統構法の底力」 層間変位角、変形能力と復元力特性など、伝統構法の構造的な特徴を解説しています。

「伝統構法の復権 vol.4 新潟地震調査ボランティアの報告②被災住宅に見る古い道理と新しい道理」 新潟県栃尾市半壁金の被災住宅に、伝統構法の粘り強い構造の原点を見る!

壁量計算ではなく、限界耐力計算で構造計算をすることで構造安全性を証明する道もありますが、そのハードルがとても高くても、ということはおそらくは乗り越えられない。壁量計算にかかわる「求められている」というのは、国交省では、2008年度から、伝統木造住宅の性能検証・設計構築事業が来年度までの3カ年事業で進めています。伝統木造の性質に合った、実務に使える方法ができるよいのです。

過去の記事をご参照ください: 「伝統構法の復権 vol.5 探ってみよう、伝統構法の底力」 層間変位角、変形能力と復元力特性など、伝統構法の構造的な特徴を解説しています。

「伝統構法の復権 vol.4 新潟地震調査ボランティアの報告②被災住宅に見る古い道理と新しい道理」 新潟県栃尾市半壁金の被災住宅に、伝統構法の粘り強い構造の原点を見る!

壁量計算ではなく、限界耐力計算で構造計算をすることで構造安全性を証明する道もありますが、そのハードルがとても高くても、ということはおそらくは乗り越えられない。壁量計算にかかわる「求められている」というのは、国交省では、2008年度から、伝統木造住宅の性能検証・設計構築事業が来年度までの3カ年事業で進めています。伝統木造の性質に合った、実務に使える方法ができるよいのです。

過去の記事をご参照ください: 「伝統構法の復権 vol.5 探ってみよう、伝統構法の底力」 層間変位角、変形能力と復元力特性など、伝統構法の構造的な特徴を解説しています。

「伝統構法の復権 vol.4 新潟地震調査ボランティアの報告②被災住宅に見る古い道理と新しい道理」 新潟県栃尾市半壁金の被災住宅に、伝統構法の粘り強い構造の原点を見る!

壁量計算ではなく、限界耐力計算で構造計算をすることで構造安全性を証明する道もありますが、そのハードルがとても高くても、ということはおそらくは乗り越えられない。壁量計算にかかわる「求められている」というのは、国交省では、2008年度から、伝統木造住宅の性能検証・設計構築事業が来年度までの3カ年事業で進めています。伝統木造の性質に合った、実務に使える方法ができるよいのです。

過去の記事をご参照ください: 「伝統構法の復権 vol.5 探ってみよう、伝統構法の底力」 層間変位角、変形能力と復元力特性など、伝統構法の構造的な特徴を解説しています。

「伝統構法の復権 vol.4 新潟地震調査ボランティアの報告②被災住宅に見る古い道理と新しい道理」 新潟県栃尾市半壁金の被災住宅に、伝統構法の粘り強い構造の原点を見る!

壁量計算ではなく、限界耐力計算で構造計算をすることで構造安全性を証明する道もありますが、そのハードルがとても高くても、ということはおそらくは乗り越えられない。壁量計算にかかわる「求められている」というのは、国交省では、2008年度から、伝統木造住宅の性能検証・設計構築事業が来年度までの3カ年事業で進めています。伝統木造の性質に合った、実務に使える方法ができるよいのです。

過去の記事をご参照ください: 「伝統構法の復権 vol.5 探ってみよう、伝統構法の底力」 層間変位角、変形能力と復元力特性など、伝統構法の構造的な特徴を解説しています。

「伝統構法の復権 vol.4 新潟地震調査ボランティアの報告②被災住宅に見る古い道理と新しい道理」 新潟県栃尾市半壁金の被災住宅に、伝統構法の粘り強い構造の原点を見る!

- 最近の特集記事
2018年12月27日 伝統建築に携わるすべての職人に光を
2018年12月7日 「伝統建築工場の技:木造建造物を活かすための伝統技術」エネスコ新築文化遺産情報提供のお知らせ
2018年12月2日 新春特別企画 2017年のベストショット
2017年12月14日 第17期木の家ネット総会:善数大会・長寿改修と復興
2017年10月14日 伝統工芸士協会の展示ができました!
2017年9月4日 家のお風呂 こうやって作る、こうやって保つ
2017年8月8日 家にお風呂が入るまで
2017年6月30日 伝統工芸士協会の展示ができました!
2017年6月5日 熊川総会 3
2017年5月31日 熊川総会 2

- 人気のある記事
第17期総会報告・熊川総会:300年の大木を伐る! 16件のビュー
家のお風呂 こうやって作る、こうやって保つ 16件のビュー
冬の最終調査報告 15件のビュー
大工たちによる「家づくりのための伝統技術」 14件のビュー
込み栓/ノミ復元工法 14件のビュー
吉川 保の熊本熊川 11件のビュー
設計士・丹羽明人さん(内務省)と木の家づくりを一緒に考えて 11件のビュー
工務店・西條正幸さん(エネスコ)と北海道で無垢の木の家づくり 10件のビュー
設計士・川田眞さん(川田建築計画)と小さな石場建ての家 9件のビュー
設計士・吉川保さん(吉川設計)と木の家づくりは仕組みづくり 9件のビュー

この記事のタグ

このまちなみを次世代に 継承!アンケートの全図面とまとめ

建築基準法と伝統構法 日本文化と木の家 木の家の安全性も考える

同じタグがついた別の記事

2009年12月26日 継承!アンケートの全図面とまとめ

2001年11月26日 工務店・家建設さん(風建設)：五十年後、百年後に木の家が残る環境をつくること

2008年7月26日 このままで伝統構法の家がつかれない!

2010年11月16日 新潟県中越地震被災訪問レポート

2004年6月25日 火の用心(後編)



このページはHTMLフォーマットで表示しています。

この「アンケート中間報告」は、2009年12月18日(金)まで公開で実施しているこのアンケートと同一内容のもの、11月14日?15日熊本で行われた職人がつくる木の家ネットの第9期懇話会で実施して得た回答(201項目)から抜粋・整理し、中間報告としてまとめたものです。

なんでもかんでも乾燥材というのは、疑問。伝統木造に乾燥率15%?20%の木材を求めると、かえってよくない。

建築基準法の仕様規定の範囲内においては、木材の品質は「構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならぬ。」「(施行令第41条 木材)」というゆるやかな規定しかないので、壁倍率によらず、構造計算によって構造安全性を証明する場合は、「構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小はりその他これらに類するものを除く。)」に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件)という、木材の品質に関する規定ができています。製材については「含水率15?20%」という文字が並んでいます。それについて、20%という含水率は、高温乾燥ししかできない数値。ところが、高温乾燥では節割れなどがおきたりするので、伝統構法の木材には適さない。法律を守るためには、伝統構法としてはよくない材を使わなければならないという矛盾がある。(千葉 大工)

高温乾燥材は、割れが表面に出づらいが、構造材でいちばん重要な「ねばり」が僅薄に落ちるといふ弱点があり、自分を使わないうようにしています。天然乾燥材も評価できるのであればしい。(静岡 大工)

という意見に類するものがたくさん寄せられました。

プレカット材であれば、木材同士は材の表面側に釘やビス打ち、あるいはボルト締めした金物で接合されます。しかし、手刻みの場合、仕口・継手と呼ばれる木組みの接合部が木材の内側になりますので、そこに割れがあったり、カサササではばがなかったりすれば、構造上の欠陥になってしまいます。大工が高温乾燥材を扱うのは、高温で無理処理させると、接合部としては致命的な内部割れが起きやすくなるからです。特に、表面に割れが発生していない高温乾燥材には、要注意です。

含水率は、無垢の木については20%以下である必要はないのでは? 刻む時には30%くらいでちょうどいい。(滋賀 大工)

内部割れがなく、刻むのに刻みやすい含水率は30%前後。となると、自然乾燥や低中温乾燥がよいこととなります。これが大工さんたちのおよその共通認識のようです。

ところで、この告示には、含水率をいつ測ればよいのかは明記されていません。D15、D20とよばれるJASのドライ材というのは、製材工場出荷時の含水率であらわれています。

伝統木造の場合、刻みから竣工までに時間がかかる。刻み時に30%程度であっても、上棟、造作工事と時間を経て、ゆっくりと気乾状態へ向う。ドライ材にこだわらず、最終的な含水率よしとするだけで、大分ましになるはず。(東京 工務店経営)

構造計算する場合には含水率20%?15%以下)と法律で定められている訳があります。木というのは、伐採後にも多くの水を含んでいます。含水率30%の上までは「細胞間水」といって、細胞と細胞の間にある水が抜けていくだけで、木そのものは変形しません。ところが、30%を来るあたりから、細胞そのものの中にある水が抜けていくので、木全体「ねじれ」「反り」「割れ」といった変形が起き始めます。そして、気乾含水率といって、最終的には空気中の含水率と同じ15%くらいまで乾いていって、落ち着きます。

構造計算をするのに、まだ変形途中の材料ではダメという、というのが「構造計算する場合には含水率20%?15%以下」と決められた根拠のようです。この施行令改訂の流れを辿ってみると、もともとは集成材、積層合板など、木質系工業製品しか、構造計算には載せることができなかったようです。それを製材にまで広げたという趣意なのかもしれませんが、工業製品と同じように「それ以上に変形しない」ものまでに制限しているわけです。自然素材である木を数値で扱うことのむずかしさがあらわれています。

一方で、大工さんたちは、生きた材料である木について、刻んだ後、どう変形していくかで想定に入れて刻んでいます。これがよく「木のクセを読む」と言われることなのです。

木材は一本一本特徴が異なるので、造材適所は現場判断である。より現場重視の規定にしてほしい。(埼玉 大工)

天然乾燥材の使用について、大工の器量が活かせるようにしてほしい。(東京 設計士) という意見は、こうした「生きた材料のクセ」まで活かすことのできる大工に、木のことは任せてほしい!という気持ちのあらわれでしょう。

木材には、乾燥率以外にもヤング率、破壊強度、D特定樹種、D1特定樹種など、木材の強度や耐久性をあらわす数値や評価基準があるります。性能規定による確認申請や、長期優良住宅の最低基準以上をめざす総引きがなされる場面では、よくこういった数値やランクが取り沙汰されるのですが、実際には、木は同じ樹種であってもさえも、一本一本が違った個性(クセともいえます)をもっていて、それを手で触って、目で見て分かるのが大工にとってもっとも大事な能力のうちのひとつなのです。

学術的には「大工さんにすばらしい経験知があることは分かります。それを数値であらわすかどうか?」と問うのですが、「数字にはあらわせない」としか言いようのない世界は、やはりあるのです。客観的な評価基準を定めにくいことなのです。材料のこととなると、木を要する大工さんたちはいつも、熟くなるのです。

基準法の仕様規定内で家づくりしている方には、乾燥率等、木材の性質を数値で制限される場面はそ多くはないのですが、「木は乾燥材の方が優れている」ということが安易に流布していることも問題です。

木材に便乗規定が多くて困る。たとえば公共工事で木材を使うとすると、乾燥材を求められる。「県産材の本分、プレゼント!」といった地元材利用促進キャンペーンでもそう。さまざまな場面で乾燥材やJAS材が条件にされる。(熊本 設計士) 「乾燥材こそが良材」「JAS材のシールが貼ってないものはダマ」ということが社会通念として固定化するのはいかにもなのでしょう。材料よしあしも工法に応じて変わるものなので、工法多様性に応じて、判断基準のものさしも変わるべきでしょう。

ところで、JAS材を出荷できるのはJAS認定工場だけであり、帯帯な製材所はこのJAS認定を取得すること自体が、かなり困難です。そのことについて、次のような意見も複数ありました。

地域に根ざした木材流通を考えれば中小零細の製材所が元気になるべきで、JASや高温乾燥の標準化などを無理に進めれば山は荒廃し、地域文化はズタズタになってしまう。(三重 大工)

過去の記事をご参照ください：
「山側から提案する家づくりTSウッドハウス協同組合と田舎行」
ページの一番下、葉枯らし・天然乾燥材の生産現場での、乾燥率推移のグラフが出ています。

木材は必ずしも燃えやすいわけではない。木材をあらわしで使える条件を、もっと増やしてほしい。

これは以前よりは、建物外部に関しては、大分よくなった項目です。少し前までは、延焼のおそれある部分である軒裏、無垢の木をあらわしにできなかったのが、今では、準防火地域までであれば、木材の太さや厚みなど、一定の条件のもとで可能となっています。

過去の記事をご参照ください：
「伝統構法の復権 vol.2 火の用心1」
木材は十分な太さがあれば、表面が炭化することで燃えにくくなる。「燃えにくい設計」で、準防火地域の外壁の軒裏あらわしが可能に。

「伝統構法の復権 vol.3 火の用心2」
蔵の町廻りの土蔵造りなど、伝統的な防火構造を具体例で紹介

室内については、人が集まる公共施設の内装や火を使う台所などについては「内装制限」と呼ばれられている内装の制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としなければならない。施行令第129条という規定があります。たとえば、台所の仕上げ材には、準不燃材料以上を使わなければならない、木材は使えないとされてきました。

しかし、つい最近のことですが、2009年2月に準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件 告示第225号が出て、この火気使用室の内装制限も一部緩和になりました。

これにより、ガスコンロやストーブから一定の範囲内を特定不燃材料でつれば、その他の部分に「難燃材料またはそれに準ずる仕上げ」にしていことになり、木材を使うことは可能となりました。しかし、それは嬉しいとしても、こんな声も。

新ストーブ、ガスコンロの内装制限がかなり緩和されましたが、条文が読みにくくて、どうしても理解できません。(福岡 設計士)

この条文をどう読めばいいか、申請窓口で尋ねたところ「私たちに分からないです」と言われてしまいました(愛知県 設計士)

たしかに条文が難解で、理解しづらいです。しかも、審査側でも分からないのではないか、あってよいのでしょうか? 分り易くして、みんなが使える法律になるとを希望します。

ほかには、200平米以上の住宅の排煙設備条項の緩和を求める声も複数ありました。

古い家を増改築するでは、既存部分まで既存基準で耐震改修を求められては、増改築は実質無理。既存不適格建物については「法の不遡及の原則」にのっとってほしい。

今後、人口減少、高齢化の流れの中住宅着工数は落ち込み、逆に、既存住宅の空きストックはますます増えています。

ところが、2006年6月、既存不適格建物の増改築については、面積の1/2を超える増改築であれば、既存部分も含めて1981年までできた新耐震基準の仕様と適合させるように、という規定ができました。
【第137条の2 構造耐力関係】

伝統木造のつくり手は、古い民家の改修を頼まれることがよくあります。改修にあたって、既存部分まで直さなければならないとなると、経済的な負担が大きくなり、増改築自体をあきらめてしまったり住み続けるか、古い家を潰して新築するかということになります。個人の財産である住宅を、多額のお金を注ぎ込んで現行法規に合わせて直すのではなく、いじることすらできないというのは、民法にも抵触しているのではないのでしょうか。

既存部分も耐震補強しなければならぬ点が、高齢者が長年済んで来た手を入れて使いやすいこととなる際、高齢者にとって大変な負担を要するほどの予算がないことがほとんどで、増築自体をあきらめざるを得ない。(三重 大工)

既存不適格建物は耐震改修の費用が大きくなるため、もともとは増改築したかった物件でも壊して建て替えるようになってしまわざるを得ず、町並みが変わってしまう。(福岡 設計士)

古民家の再生をしています。構造部をあたると既存部分まで現行法にあわせなければならず、しなくてもよいことまでなくなりはなくなる。これでは100年以上もたっている古い家が残って行かない。構造的には古い家の方がしっかりしているか、と思う。(佐賀 工務店) そのために、古い家の改修については「壊すか」「届け出を出さないか」しかし、選択肢がない。(岡山 設計士) という状況になってしまっています。もちろん、住まい手の人命を守るためには、耐震改修が必要な場合もあるでしょう。それについては、古い建物を今の法規に合わせるという考えがまがましい。まずは保存を前提にどこどの程度、安全性を高めたらよいのかというところに改修のポイントとすべき。(東京 設計士) という論点もあげられています。

過去の記事をご参照ください：
「伝統構法の復権 vol.5」
このまことにずっと残っていてほしいの家も「既存不適格」?

改正建築基準法の再改正以前に、まずは「運用の正常化」を

2007年の改正建築基準法のポイントは「運用の厳格化」でした。耐震偽装事件への反省から、「つくり手は放っておけば悪いことをするかもしれない」という性善説に転向し、建築士という資格を付しているにもかかわらず、「つくり手の良識と判断能力」という信頼にもとづく前提を取り払ってしまったのです。求められる申請書類や添付書類は膨大になり、記入すべき事項は増え続けるとなりました。それまでは建築主事とつくり手の間の話し合いで納め得づく臨機応変に対応できたことが硬直化してしまいました。建築主事に権限がなく、交渉の余地がない。(滋賀県 設計士)

今の役所の窓口の方々はサービス心で対応してくれるようになっているのに、建築指導課の人たちはどうして感じが悪いのでしょうか? 性善説にもとづいて、取り締まることをしなくていいか。本当によい建築、よい環境をつくるためにどうすればいいかはなく、法規の文書の読解をするだけが仕事になっている。今の建築基準法に準ずることばかり考えては、よりよい建築は実現できない。大胆な改革が必要な時期に来ている。(東京都 設計士) しかも、確認をおしたことの責任を問われることをおそれ、仕様規定外のケースについては受処理して検査するよりも、「受けきれません」といって、検査機関によって手続きがバタバタ。権限。(滋賀県 設計士) という混乱も起きています。通常の4号物件(住宅規模の建物)でさえ、上記のような声があるのに、仕様規定におさまらず、性能規定で構造安全性の証明をしなければならない伝統構法の場合は、「限界耐力計算を使えば、追加(ピアチエック)送り」となるので、吾輩はひとませぬ。そのためにも多大な労力と時間と金銭をさかなければなりません。それが建物そのものによくなることにはつながりない、申請のための努力にかならないからといって、「構造設計の申請時間が増え過ぎ。自由な創意工夫をさまたげている。」(東京都 設計士) Q1の基礎に関する回答にもありました。が、限界耐力計算を使った4号物件の過剰送りはやめてほしい。(多数) これは具体的に、石場建ての木造住宅をさしています。過剰(ピアチエック)送りとなることで、審査時間は数ヶ月増え、建て主が払う費用はピアチエックの申請料と構造計算料、申請書類作成料等で、総額で100万円以上の負担増となってしまいます。日本で古来から顔と培われて来た石場立て基礎が建築基準法の仕様規定からはずれるため、4号建物であつても適用される。このことが、希望があつても件数減につながっている。(岡山 設計士)

運用の厳格化が、石場建ての伝統構法の着工数を激減させ、かつ、国民が望む工法をするために多大に不均衡な負担を強いる結果となっていることを、国交省は重く受け止めるべきでは。なるべく金物を入れたくないので、N値計算して極力減らすようにしているが、ホールダウン金物だけは減らしようがない。(東京 設計士)

運用の厳格化が、石場建ての伝統構法の着工数を激減させ、かつ、国民が望む工法をするために多大に不均衡な負担を強いる結果となっていることを、国交省は重く受け止めるべきではないでしょうか。

このページはHTMLフォーマットで表示しています。

この「アンケート中間報告」は、2009年12月18日(金)まで公開で実施しているこのアンケートと同一内容のもの、11月14日?15日熊本で行われた職人がつくる木の家ネットの第9期懇話会で実施して得た回答(201項目)から抜粋・整理し、中間報告としてまとめたものです。

なんでもかんでも乾燥材というのは、疑問。伝統木造に乾燥率15%?20%の木材を求めると、かえってよくない。

建築基準法の仕様規定の範囲内においては、木材の品質は「構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならぬ。」「(施行令第41条 木材)」というゆるやかな規定しかないので、壁倍率によらず、構造計算によって構造安全性を証明する場合は、「構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小はりその他これらに類するものを除く。)」に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件)という、木材の品質に関する規定ができています。製材については「含水率15?20%」という文字が並んでいます。それについて、20%という含水率は、高温乾燥ししかできない数値。ところが、高温乾燥では節割れなどがおきたりするので、伝統構法の木材には適さない。法律を守るためには、伝統構法としてはよくない材を使わなければならないという矛盾がある。(千葉 大工)

高温乾燥材は、割れが表面に出づらいが、構造材でいちばん重要な「ねばり」が僅薄に落ちるといふ弱点があり、自分を使わないうようにしています。天然乾燥材も評価できるのであればしい。(静岡 大工)

という意見に類するものがたくさん寄せられました。

プレカット材であれば、木材同士は材の表面側に釘やビス打ち、あるいはボルト締めした金物で接合されます。しかし、手刻みの場合、仕口・継手と呼ばれる木組みの接合部が木材の内側になりますので、そこに割れがあったり、カサササではばがなかったりすれば、構造上の欠陥になってしまいます。大工が高温乾燥材を扱うのは、高温で無理処理させると、接合部としては致命的な内部割れが起きやすくなるからです。特に、表面に割れが発生していない高温乾燥材には、要注意です。

含水率は、無垢の木については20%以下である必要はないのでは? 刻む時には30%くらいでちょうどいい。(滋賀 大工)

内部割れがなく、刻むのに刻みやすい含水率は30%前後。となると、自然乾燥や低中温乾燥がよいこととなります。これが大工さんたちのおよその共通認識のようです。

ところで、この告示には、含水率をいつ測ればよいのかは明記されていません。D15、D20とよばれるJASのドライ材というのは、製材工場出荷時の含水率であらわれています。

伝統木造の場合、刻みから竣工までに時間がかかる。刻み時に30%程度であっても、上棟、造作工事と時間を経て、ゆっくりと気乾状態へ向う。ドライ材にこだわらず、最終的な含水率よしとするだけで、大分ましになるはず。(東京 工務店経営)

構造計算する場合には含水率20%?15%以下)と法律で定められている訳があります。木というのは、伐採後にも多くの水を含んでいます。含水率30%の上までは「細胞間水」といって、細胞と細胞の間にある水が抜けていくだけで、木そのものは変形しません。ところが、30%を来るあたりから、細胞そのものの中にある水が抜けていくので、木全体「ねじれ」「反り」「割れ」といった変形が起き始めます。そして、気乾含水率といって、最終的には空気中の含水率と同じ15%くらいまで乾いていって、落ち着きます。

構造計算をするのに、まだ変形途中の材料ではダメという、というのが「構造計算する場合には含水率20%?15%以下」と決められた根拠のようです。この施行令改訂の流れを辿ってみると、もともとは集成材、積層合板など、木質系工業製品しか、構造計算には載せることができなかったようです。それを製材にまで広げたという趣意なのかもしれませんが、工業製品と同じように「それ以上に変形しない」ものまでに制限しているわけです。自然素材である木を数値で扱うことのむずかしさがあらわれています。

一方で、大工さんたちは、生きた材料である木について、刻んだ後、どう変形していくかで想定に入れて刻んでいます。これがよく「木のクセを読む」と言われることなのです。

木材は一本一本特徴が異なるので、造材適所は現場判断である。より現場重視の規定にしてほしい。(埼玉 大工)

天然乾燥材の使用について、大工の器量が活かせるようにしてほしい。(東京 設計士) という意見は、こうした「生きた材料のクセ」まで活かすことのできる大工に、木のことは任せてほしい!という気持ちのあらわれでしょう。

木材には、乾燥率以外にもヤング率、破壊強度、D特定樹種、D1特定樹種など、木材の強度や耐久性をあらわす数値や評価基準があるります。性能規定による確認申請や、長期優良住宅の最低基準以上をめざす総引きがなされる場面では、よくこういった数値やランクが取り沙汰されるのですが、実際には、木は同じ樹種であってもさえも、一本一本が違った個性(クセともいえます)をもっていて、それを手で触って、目で見て分かるのが大工にとってもっとも大事な能力のうちのひとつなのです。

学術的には「大工さんにすばらしい経験知があることは分かります。それを数値であらわすかどうか?」と問うのですが、「数字にはあらわせない」としか言いようのない世界は、やはりあるのです。客観的な評価基準を定めにくいことなのです。材料のこととなると、木を要する大工さんたちはいつも、熟くなるのです。

基準法の仕様規定内で家づくりしている方には、乾燥率等、木材の性質を数値で制限される場面はそ多くはないのですが、「木は乾燥材の方が優れている」ということが安易に流布していることも問題です。

木材に便乗規定が多くて困る。たとえば公共工事で木材を使うとすると、乾燥材を求められる。「県産材の本分、プレゼント!」といった地元材利用促進キャンペーンでもそう。さまざまな場面で乾燥材やJAS材が条件にされる。(熊本 設計士) 「乾燥材こそが良材」「JAS材のシールが貼ってないものはダマ」ということが社会通念として固定化するのはいかにもなのでしょう。材料よしあしも工法に応じて変わるものなので、工法多様性に応じて、判断基準のものさしも変わるべきでしょう。

ところで、JAS材を出荷できるのはJAS認定工場だけであり、帯帯な製材所はこのJAS認定を取得すること自体が、かなり困難です。そのことについて、次のような意見も複数ありました。

地域に根ざした木材流通を考えれば中小零細の製材所が元気になるべきで、JASや高温乾燥の標準化などを無理に進めれば山は荒廃し、地域文化はズタズタになってしまう。(三重 大工)

過去の記事をご参照ください：
「山側から提案する家づくりTSウッドハウス協同組合と田舎行」
ページの一番下、葉枯らし・天然乾燥材の生産現場での、乾燥率推移のグラフが出ています。

木材は必ずしも燃えやすいわけではない。木材をあらわしで使える条件を、もっと増やしてほしい。

これは以前よりは、建物外部に関しては、大分よくなった項目です。少し前までは、延焼のおそれある部分である軒裏、無垢の木をあらわしにできなかったのが、今では、準防火地域までであれば、木材の太さや厚みなど、一定の条件のもとで可能となっています。

過去の記事をご参照ください：
「伝統構法の復権 vol.2 火の用心1」
木材は十分な太さがあれば、表面が炭化することで燃えにくくなる。「燃えにくい設計」で、準防火地域の外壁の軒裏あらわしが可能に。

「伝統構法の復権 vol.3 火の用心2」
蔵の町廻りの土蔵造りなど、伝統的な防火構造を具体例で紹介

室内については、人が集まる公共施設の内装や火を使う台所などについては「内装制限」と呼ばれられている内装の制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としなければならない。施行令第129条という規定があります。たとえば、台所の仕上げ材には、準不燃材料以上を使わなければならない、木材は使えないとされてきました。

しかし、つい最近のことですが、2009年2月に準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件 告示第225号が出て、この火気使用室の内装制限も一部緩和になりました。

これにより、ガスコンロやストーブから一定の範囲内を特定不燃材料でつれば、その他の部分に「難燃材料またはそれに準ずる仕上げ」にしていことになり、木材を使うことは可能となりました。しかし、それは嬉しいとしても、こんな声も。

新ストーブ、ガスコンロの内装制限がかなり緩和されましたが、条文が読みにくくて、どうしても理解できません。(福岡 設計士)

この条文をどう読めばいいか、申請窓口で尋ねたところ「私たちに分からないです」と言われてしまいました(愛知県 設計士)

たしかに条文が難解で、理解しづらいです。しかも、審査側でも分からないのではないか、あってよいのでしょうか? 分り易くして、みんなが使える法律になるとを希望します。

ほかには、200平米以上の住宅の排煙設備条項の緩和を求める声も複数ありました。

古い家を増改築するでは、既存部分まで既存基準で耐震改修を求められては、増改築は実質無理。既存不適格建物については「法の不遡及の原則」にのっとってほしい。

今後、人口減少、高齢化の流れの中住宅着工数は落ち込み、逆に、既存住宅の空きストックはますます増えています。

ところが、2006年6月、既存不適格建物の増改築については、面積の1/2を超える増改築であれば、既存部分も含めて1981年までできた新耐震基準の仕様と適合させるように、という規定ができました。
【第137条の2 構造耐力関係】

伝統木造のつくり手は、古い民家の改修を頼まれることがよくあります。改修にあたって、既存部分まで直さなければならないとなると、経済的な負担が大きくなり、増改築自体をあきらめてしまったり住み続けるか、古い家を潰して新築するかということになります。個人の財産である住宅を、多額のお金を注ぎ込んで現行法規に合わせて直すのではなく、いじることすらできないというのは、民法にも抵触しているのではないのでしょうか。

既存部分も耐震補強しなければならぬ点が、高齢者が長年済んで来た手を入れて使いやすいこととなる際、高齢者にとって大変な負担を要するほどの予算がないことがほとんどで、増築自体をあきらめざるを得ない。(三重 大工)

既存不適格建物は耐震改修の費用が大きくなるため、もともとは増改築したかった物件でも壊して建て替えるようになってしまわざるを得ず、町並みが変わってしまう。(福岡 設計士)

古民家の再生をしています。構造部をあたると既存部分まで現行法にあわせなければならず、しなくてもよいことまでなくなりはなくなる。これでは100年以上もたっている古い家が残って行かない。構造的には古い家の方がしっかりしているか、と思う。(佐賀 工務店) そのために、古い家の改修については「壊すか」「届け出を出さないか」しかし、選択肢がない。(岡山 設計士) という状況になってしまっています。もちろん、住まい手の人命を守るためには、耐震改修が必要な場合もあるでしょう。それについては、古い建物を今の法規に合わせるという考えがまがましい。まずは保存を前提にどこどの程度、安全性を高めたらよいのかというところに改修のポイントとすべき。(東京 設計士) という論点もあげられています。

過去の記事をご参照ください：
「伝統構法の復権 vol.5」
このまことにずっと残っていてほしいの家も「既存不適格」?

改正建築基準法の再改正以前に、まずは「運用の正常化」を

2007年の改正建築基準法のポイントは「運用の厳格化」でした。耐震偽装事件への反省から、「つくり手は放っておけば悪いことをするかもしれない」という性善説に転向し、建築士という資格を付しているにもかかわらず、「つくり手の良識と判断能力」という信頼にもとづく前提を取り払ってしまったのです。求められる申請書類や添付書類は膨大になり、記入すべき事項は増え続けるとなりました。それまでは建築主事とつくり手の間の話し合いで納め得づく臨機応変に対応できたことが硬直化してしまいました。建築主事に権限がなく、交渉の余地がない。(滋賀県 設計士)

今の役所の窓口の方々はサービス心で対応してくれるようになっているのに、建築指導課の人たちはどうして感じが悪いのでしょうか? 性善説にもとづいて、取り締まることをしなくていいか。本当によい建築、よい環境をつくるためにどうすればいいかはなく、法規の文書の読解をするだけが仕事になっている。今の建築基準法に準ずることばかり考えては、よりよい建築は実現できない。大胆な改革が必要な時期に来ている。(東京都 設計士) しかも、確認をおしたことの責任を問われることをおそれ、仕様規定外のケースについては受処理して検査するよりも、「受けきれません」といって、検査機関によって手続きがバタバタ。権限。(滋賀県 設計士) という混乱も起きています。通常の4号物件(住宅規模の建物)でさえ、上記のような声があるのに、仕様規定におさまらず、性能規定で構造安全性の証明をしなければならない伝統構法の場合は、「限界耐力計算を使えば、追加(ピアチエック)送り」となるので、吾輩はひとませぬ。そのためにも多大な労力と時間と金銭をさかなければなりません。それが建物そのものによくなることにはつながりない、申請のための努力にかならないからといって、「構造設計の申請時間が増え過ぎ。自由な創意工夫をさまたげている。」(東京都 設計士) Q1の基礎に関する回答にもありました。が、限界耐力計算を使った4号物件の過剰送りはやめてほしい。(多数) これは具体的に、石場建ての木造住宅をさしています。過剰(ピアチエック)送りとなることで、審査時間は数ヶ月増え、建て主が払う費用はピアチエックの申請料と構造計算料、申請書類作成料等で、総額で100万円以上の負担増となってしまいます。日本で古来から顔と培われて来た石場立て基礎が建築基準法の仕様規定からはずれるため、4号建物であつても適用される。このことが、希望があつても件数減につながっている。(岡山 設計士)

運用の厳格化が、石場建ての伝統構法の着工数を激減させ、かつ、国民が望む工法をするために多大に不均衡な負担を強いる結果となっていることを、国交省は重く受け止めるべきでは。なるべく金物を入れたくないので、N値計算して極力減らすようにしているが、ホールダウン金物だけは減らしようがない。(東京 設計士)

運用の厳格化が、石場建ての伝統構法の着工数を激減させ、かつ、国民が望む工法をするために多大に不均衡な負担を強いる結果となっていることを、国交省は重く受け止めるべきではないでしょうか。

このページはHTMLフォーマットで表示しています。

この「アンケート中間報告」は、2009年12月18日(金)まで公開で実施しているこのアンケートと同一内容のもの、11月14日?15日熊本で行われた職人がつくる木の家ネットの第9期懇話会で実施して得た回答(201項目)から抜粋・整理し、中間報告としてまとめたものです。

なんでもかんでも乾燥材というのは、疑問。伝統木造に乾燥率15%?20%の木材を求めると、かえってよくない。

建築基準法の仕様規定の範囲内においては、木材の品質は「構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならぬ。」「(施行令第41条 木材)」というゆるやかな規定しかないので、壁倍率によらず、構造計算によって構造安全性を証明する場合は、「構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小はりその他これらに類するものを除く。)」に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件)という、木材の品質に関する規定ができています。製材については「含水率15?20%」という文字が並んでいます。それについて、20%という含水率は、高温乾燥ししかできない数値。ところが、高温乾燥では節割れなどがおきたりするので、伝統構法の木材には適さない。法律を守るためには、伝統構法としてはよくない材を使わなければならないという矛盾がある。(千葉 大工)

高温乾燥材は、割れが表面に出づらいが、構造材でいちばん重要な「ねばり」が僅薄に落ちるといふ弱点があり、自分を使わないうようにしています。天然乾燥材も評価できるのであればしい。(静岡 大工)

という意見に類するものがたくさん寄せられました。

プレカット材であれば、木材同士は材の表面側に釘やビス打ち、あるいはボルト締めした金物で接合されます。しかし、手刻みの場合、仕口・継手と呼ばれる木組みの接合部が木材の内側になりますので、そこに割れがあったり、カサササではばがなかったりすれば、構造上の欠陥になってしまいます。大工が高温乾燥材を扱うのは、高温で無理処理させると、接合部としては致命的な内部割れが起きやすくなるからです。特に、表面に割れが発生していない高温乾燥材には、要注意です。

含水率は、無垢の木については20%以下である必要はないのでは? 刻む時には30%くらいでちょうどいい。(滋賀 大工)

内部割れがなく、刻むのに刻みやすい含水率は30%前後。となると、自然乾燥や低中温乾燥がよいこととなります。これが大工さんたちのおよその共通認識のようです。

ところで、この告示には、含水率をいつ測ればよいのかは明記されていません。D15、D20とよばれるJASのドライ材というのは、製材工場出荷時の含水率であらわれています。

伝統木造の場合、刻みから竣工までに時間がかかる。刻み時に30%程度であっても、上棟、造作工事と時間を経て、ゆっくりと気乾状態へ向う。ドライ材にこだわらず、最終的な含水率よしとするだけで、大分ましになるはず。(東京 工務店経営)

構造計算する場合には含水率20%?15%以下)と法律で定められている訳があります。木というのは、伐採後にも多くの水を含んでいます。含水率30%の上までは「細胞間水」といって、細胞と細胞の間にある水が抜けていくだけで、木そのものは変形しません。ところが、30%を来るあたりから、細胞そのものの中にある水が抜けていくので、木全体「ねじれ」「反り」「割れ」といった変形が起き始めます。そして、気乾含水率といって、最終的には空気中の含水率と同じ15%くらいまで乾いていって、落ち着きます。

構造計算をするのに、まだ変形途中の材料ではダメという、というのが「構造計算する場合には含水率20%?15%以下」と決められた根拠のようです。この施行令改訂の流れを辿ってみると、もともとは集成材、積層合板など、木質系工業製品しか、構造計算には載せることができなかったようです。それを製材にまで広げたという趣意なのかもしれませんが、工業製品と同じように「それ以上に変形しない」ものまでに制限しているわけです。自然素材である木を数値で扱うことのむずかしさがあらわれています。

一方で、大工さんたちは、生きた材料である木について、刻んだ後、どう変形していくかで想定に入れて刻んでいます。これがよく「木のクセを読む」と言われることなのです。

木材は一本一本特徴が異なるので、造材適所は現場判断である。より現場重視の規定にしてほしい。(埼玉 大工)

天然乾燥材の使用について、大工の器量が活かせるようにしてほしい。(東京 設計士) という意見は、こうした「生きた材料のクセ」まで活かすことのできる大工に、木のことは任せてほしい!という気持ちのあらわれでしょう。

木材には、乾燥率以外にもヤング率、破壊強度、D特定樹種、D1特定樹種など、木材の強度や耐久性をあらわす数値や評価基準があるります。性能規定による確認申請や、長期優良住宅の最低基準以上をめざす総引きがなされる場面では、よくこういった数値やランクが取り沙汰されるのですが、実際には、木は同じ樹種であってもさえも、一本一本が違った個性(クセともいえます)をもっていて、それを手で触って、目で見て分かるのが大工にとってもっとも大事な能力のうちのひとつなのです。

学術的には「大工さんにすばらしい経験知があることは分かります。それを数値であらわすかどうか?」と問うのですが、「数字にはあらわせない」としか言いようのない世界は、やはりあるのです。客観的な評価基準を定めにくいことなのです。材料のこととなると、木を要する大工さんたちはいつも、熟くなるのです。

基準法の仕様

建築基準法改正に向けて「職人がつくる木の家」づくりを未来につなげるためのアンケート



このページは目次ページとして表示しています。

この「アンケート中間報告」は、2009年12月18日(金)まで公開で実施しているこのアンケートと同内容のものも、11月14日?15日熊本で行われた職人がつくる木の家ネットの第1期総会で実施して得た回答(201項目)から抜粋・整理し、中間報告としてまとめたものです。

家づくりに関わる法律は、建築基準法以外にもいろいろあり、それが障害になっている場合もあります。以下のQ9?Q15では、建築基準法以外のさまざまなポイントがあげられています。

無垢材と自然素材でつくる家に、24時間換気は必要ない

建築基準法の一部の告示として施行されたのですが「シックハウス法」と呼び習わされています。新建材や合板などに含まれるホルムアルデヒドなどの有害化学物質を抑制し、シロアリ駆除に使われていたクロロピリホスの使用を禁止することで、シックハウス症候群を減らすことを目的としています。

具体的には、ホルムアルデヒドを発生する内装仕上りや天井に使う建材の制限、24時間換気システムの設置義務づけといった内容になっています。無垢材や自然素材だけでつくる家にもっとも関係なさそうな法律ですが、義務づけられています。自然素材で窓も十分にとっているにも関わらず、全部屋に換気扇をつけなければならないのはおかしい。24時間換気も、家の内容に応じて決めるべきではないか。(静岡 大工)

耐力のことを考えると土壁に換気扇のための穴をあけるのは本当にいやなことだ。(奈良 設計士)

自然素材でできている居室でも給気口をつけないといけないといけなるといわれる。給気口だけが自然素材でないの、違和感がある。(兵庫 大工)

義務づけしている根拠としては、建築後にもちこまれる家具等に仕込まれる化学物質への対応としてという考えなのですが、むしろ家具等に使用される材料の方を規制すべきではないでしょうか。

もともと、有害な化学物質を出さないためにつくった法律なのだから、化学物質を出す必要はないはず。竣工前に計測して大丈夫であることを確かめるといいうり方にしてほしい。(福岡 設計士)

法律をつくるにあたって、自然素材の家もあるということを想定していたら、少なくともこのように、つくり方によっては無駄ではないようなものをおしなべて義務づける条文にはならないはずですよな。

住宅化税負担責任保険への加入義務づけは制度的に矛盾している。任意加入であるべき。

2008年10月から、瑕疵担保履行法の施行により、住宅瑕疵担保責任保険への加入が義務づけられました。瑕疵担保責任保険は、主に基礎や雨漏り関係のトラブルが起きた時に、施工者に替わって保障するための保険です。

まず、この保険の存在そのものに必要性を感じていないつくり手がたくさんいることが回答から分りました。もともとつくり手と住まい手が顔の見える関係であればつくり手がメンテナンスや不具合の調査をするのはあたりまえという認識なので、必要性を感じていないのです。

我々のような顔の見える関係で家づくりする者にとっては、まったく不要な制度。(愛知県 設計士)

ハウスメーカーと違って、大工さんと施主さんの関係は信頼関係になりたっており、大工さんたちは「孫子の代まで面倒見つもりでむしろは家を建てとるでな」と言っています。そこに新たな金銭負担を生じさせるのはおかしい。(三重 材木店)

昔も今もこれからも、家づくりの責任はつくり手が担うべきものである。保険で逃げるのは、ハウスメーカーの都合。(京都 大工)

ふつうに大工が建てれば、10年以内に保険を適用せざるを得ないような事態はほとんど発生しない。大手メーカーの手抜き工事を助長するだけなのは？(三重 大工)

保険会社の基準には、建築基準法にはない雨漏り関係の規定があります。それによると、真壁づくり、木製建具は「雨風の浸入は本来の性質であって、瑕疵ではない」ということで、仮に雨漏り関係の問題が起きても、保険では「免責事項」ということで、保障されません。免責事項分だけ支払う保険料が安くなくなるわけがありません。保障されないことが分かっている保険に、決まった保険料を払わされる、書類作成や検査の受け入れなどの手間は増える。「いいとこ無し」のこの制度に、多くのつくり手が矛盾を感じています。

外部仕上げが土壁大壁、外部建具が不製建具、基礎は石という建物で、先日申し込みに受理してもらいました。外部壁、建具の雨水侵入は免費、構造部の歪みなどに対しても免費。ですが、費用は同じです。配筋検査も受けましたが「見る物がありません」と帰っていききました。(検査官も「費用は同じですか!」と言ってました。) 施主さんの意向があれば、保険料の見直しがあってもよいのではないのでしょうか？(三重 大工)

伝統木造の住宅の場合、壁や基礎が免費となってしまう、屋根の部分しか対象にならないのに、保険料は同じなのは、おかしい。(三重 設計士)

保険を使わない人が、使う人の分の保険金を払っているようで、矛盾を感じます。(兵庫県 大工)

過去の記事をご参照ください：
「住宅瑕疵担保責任保険 伝統構法の扱いは?」

保険会社の設計施工基準では、真壁づくりの伝統構法はなんと「想定外」の扱い? 保険法人との質疑を載せています。

多くの人が次のように結論づけています。

保険屋のためのもの。実際には支払われない。(滋賀 設計士)

実質上まったく利用することのできないような保険制度は、施主さんの利益保護になっていない。制度の存在自体に問題がある。(三重 大工)

これは任意でよい。(東京 設計士)

伝統構法の家が長期優良住宅ではないとは、いかなものか?

平成21年度の補正予算では、50億円もの国家予算を削いで、5000戸を長期優良住宅として認定し、一戸あたり100万円の補助金を出しています。

「長期優良住宅」というアイデアが出始めた頃は「20年住宅」と呼び習わされてきました。「20年住宅」(2009年という表現に根拠がないために、今ではそうは言いません)聞くと、すでに長い年月を経て今なおある伝統構法の家を思い浮かべますが、じつは、長期優良住宅の基準を詳しく見てみると、伝統構法の家は基準を満たすようがないことが分かります。

長期優良住宅の基準の条件の本身は、2009年に始まり、あまり普及しなかった任意の制度である、住宅性能表示制度の「耐震等級2等級(基準法の1.25倍の地震動に耐える)」や「断熱性能等級4等級(次世代エネルギー基準)」を満たすことなのです。

これは、ほとんどハウスメーカー向けにできた仕様であり、がんばって木造でつくりとすれば、合板だらけの家になってしまう。つまり、伝統構法はつけれないのです。実際に、長期優良住宅として応募のあった住宅のうち、伝統構法のものはずか数件だったそうです。このままの制度で古民家など、すでにある住宅ストックを活かす可能性は皆無です。長期優良住宅で、水平力を維持するために構造用合板を使えば、説明会で指摘される。こちらとしては火打梁もなるべく入れたくないので、床下地小屋組を合板でかためるように言われる。(北海道 設計士)

合板を使った○○ホームが長期優良住宅で、伝統構法の家がそうでないのはおかしい。名称と内容とが合っていない。(愛知 設計士)

長期優良住宅がなんのための制度なのか、本当に社会資本としての住宅ストックを大事にするものになっているか、あるいは単なるハウスメーカーの家づくりをやすくする、一部の業界のためだけに存在しているだけでないか、公正な目で、技術的な見直しが必要ではないでしょうか。本当に長持ちする家をつくるというよりは、中古住宅を転売しやすくするためのしくみではないのですか？(福岡 林業)

建物の構造の検討には、時間軸を考慮するべき。合板や金物など、20?30年でダメになってしまう材料に頼って100年もつ建物をつくることはできない!(愛知県 設計士)

用途地域による制限には、状況に応じて緩和するなど、融通が効いてもよいのでは?

用途地域によって、建てられる建物の用途や防火性能についての制限があります。まずひとつは、プレカット工場に発注するのもなく、自前の加工場で別み作業をする大工からの意見としては、代々、顔の見える関係で近所の仕事をしているエリアに、都市計画法の網掛けがされるようになると、そこで作業小屋をもつことがむづかくなります。地域の木工として、これは死活問題です。市街化調整区域に大工の作業小屋を建てられるようにしてほしい。(滋賀県 大工) また、防火地域、準防火地域、22条地域と、特に「延焼のおそれのある部分」にどれくらい木をあらわしにしているかが変わってくるのが、木の家づくりには大きな関係してきます。地域による網掛けで一律に、ではなく、たとえば敷地の幅が十分広く、建物周囲に空地の家を確保するなどといった場合の緩和措置があれば、市街地にも木の家の家並み、町並みを少しも実現できることになるかもしれません。特に東京では準防火、防火に加えて新防火地域があり、木を活かした建物が建てにくい、周囲の状況や建物配置などによる緩和があってもよいのでは？(東京 設計士)

建築士への不信にもつくり手の義務の付与により、余分な事務仕事や講習への出席など、負担が増えるばかり。

改正基準法は一般建築士による耐震偽装事件への反動から施行された改正建築士法は「建築士という資格をもっているだけでは信用できない」というスタンスで、建築士という新たな義務を課する用意になりました。具体的には、毎年の業績報告や3年毎に5時間の定期講習(修了時に○式のテストあり、不合格の場合は要再受講)の義務作業量は膨大。書いたところで、誰も見ないというのに。定期講習会費は高いし、内容は薄い。独特の講習会ビジネスになっているだけ。(熊本県 設計士)

また、あらたに構造設計一般建築士の資格をもつ、眼界計算など高度な構造計算が必要な物件について是有資格者の関与が必要とされるようになりました。コンクリートや鉄骨造など、ビルでよくないのでない場合には必要のない知識があり、逆に、どんなコンクリートや鉄骨造に詳しくても「木材のことは分からない」という建築士は多いのです。構造一般建築士が木造を熟知しているわけではなく、木造二級建築士の上に一級建築士をもうけるなどして、木造に特化した専門的な知識をもつ人として資格を与え、責任と権限をもたせてほしい。(愛知県 設計士)

建築をつくる側ではなく、審査する側にある建築士が「木造は分からない」と言い放つこともよくあるようです。法制度からははずれますが、資格制度以前に、大学の建築学でも、木造や木構造をきちんと教えるカリキュラムがないことにも原因がありそうです。自国の建築文化である木造建築が大学教育で正しく教えられていないというのは、文化伝承の上で片手落ちです。長期的には解決していくべき問題でしょう。

残すべき町並みを形成する持ち家には、相続税の緩和を

どんなに残すべき建物であっても、私的財産である以上、相続税を払いきれないというところでやむを得ず取りうるケースも多いようです。民家の改修などを通して、そうした事例に接してきているつくり手からの意見です。町並みを美しくする土地や建物については減税など、美しい町並みや風景が失われたいための対策が必要(埼玉県 大工)

適切な補修やメンテナンスをしている伝統構法の住宅を所有するものが相続する場合、地域の文化を継承しているという含意の評価のもとで、相続を軽減する。(愛知県 設計士)

京都の家改修を多く手がけておりますが、施主の悩みは次世代に引き継ぐことができるかどうか、ということ。まちなみを形成している、持ち家に対しては、住み継いでいきやすい緩和策や政策を考えないと、残せるものも残せなくなる。(京都府 大工)

伝統木造住宅の性能検証・設計法構築事業は伝統構法を残す方向で進められるべき。

実務者委員として事業に参加しているつくり手からの感想です。詳しくは次ページの新聞記事をご参照ください。現在つくられようとして進められている設計法は、昔からつくられた伝統構法を評価できていない。(滋賀県 設計士)

国交省の人の意識が変わっても、そのもて法をつくっている人たちのグループが変わらなければ、同じ。木造であれば、2×4であれ、土壁構法であれ、一部の学問に属する学者しか入ら込めないシステムができていく。立場や権威、利権で動く人たちが、手の内で勝負を進めていく現状を変えなければ、次世代の問題を先送りすることになる。自分たちが社会的な動きとして変革をおこし、このような構図を崩していかなければならない。(三重県 大工)

法律も、法律が変わったことも分かりにくい

これは伝統木造・伝統構法に限ったことではありませんが、今回のまとめを作成するにあたり、つくり手基準法は「分かりにくい」「条文を読むとまた別の条文を参照していて、あっちこっち飛んでいるうちに分からなくなる」ということがたくさんありました。

条文自体がなにか問題が起きるとパソソクを貼り、また別のことが起きるとその上からパソソクを貼るといった具合に何度も改訂を重ねてきており、その改訂が国民に周知されているかどうかも、そうでもありません。

今回もアンケートの中で「それはもう、別の告示が出て変わったよ」という例も、ありました。いつのまにか緩和されていたり、厳格化されていたり…。建築士がその変化についていけない場合も、よくあるようです。

建築基準法は、つくり手がきちんと参照することで、基準となりえます。そして、確認審査を受理する審査側が、法律の意図をよく理解し、現実と法律とを照らし合わせて良識的な判断ができることも必要です。

、法律そのものが分かり易く、よりよい建物をつくるための労力や時間が、法律を読み解くために浪費されないようであってほしいと思います。

そして、伝統構法・伝統木造に特化したことといえば、それがこれまで想定されてこなかった工法であったとしても、建築基準法がすべての建物を対象とする以上、建物のつくり方に応じた規定と、なっていない部分については、つくり方に応じた規定とはなにかを、再考する必要があるでしょう。

建築基準法の再改正が、ほかからぬ自国の建築文化が建築基準法の外におかれているという不自然な状況をも、礼しものであってほしいと願います。

このページは目次ページとして表示しています。

この「アンケート中間報告」は、2009年12月18日(金)まで公開で実施しているこのアンケートと同内容のものも、11月14日?15日熊本で行われた職人がつくる木の家ネットの第1期総会で実施して得た回答(201項目)から抜粋・整理し、中間報告としてまとめたものです。

家づくりに関わる法律は、建築基準法以外にもいろいろあり、それが障害になっている場合もあります。以下のQ9?Q15では、建築基準法以外のさまざまなポイントがあげられています。

無垢材と自然素材でつくる家に、24時間換気は必要ない

建築基準法の一部の告示として施行されたのですが「シックハウス法」と呼び習わされています。新建材や合板などに含まれるホルムアルデヒドなどの有害化学物質を抑制し、シロアリ駆除に使われていたクロロピリホスの使用を禁止することで、シックハウス症候群を減らすことを目的としています。

具体的には、ホルムアルデヒドを発生する内装仕上りや天井に使う建材の制限、24時間換気システムの設置義務づけといった内容になっています。無垢材や自然素材だけでつくる家にもっとも関係なさそうな法律ですが、義務づけられています。自然素材で窓も十分にとっているにも関わらず、全部屋に換気扇をつけなければならないのはおかしい。24時間換気も、家の内容に応じて決めるべきではないか。(静岡 大工)

耐力のことを考えると土壁に換気扇のための穴をあけるのは本当にいやなことだ。(奈良 設計士)

自然素材でできている居室でも給気口をつけないといけないといけなるといわれる。給気口だけが自然素材でないの、違和感がある。(兵庫 大工)

義務づけしている根拠としては、建築後にもちこまれる家具等に仕込まれる化学物質への対応としてという考えなのですが、むしろ家具等に使用される材料の方を規制すべきではないでしょうか。

もともと、有害な化学物質を出さないためにつくった法律なのだから、化学物質を出す必要はないはず。竣工前に計測して大丈夫であることを確かめるといいうり方にしてほしい。(福岡 設計士)

法律をつくるにあたって、自然素材の家もあるということを想定していたら、少なくともこのように、つくり方によっては無駄ではないようなものをおしなべて義務づける条文にはならないはずですよな。

住宅化税負担責任保険への加入義務づけは制度的に矛盾している。任意加入であるべき。

2008年10月から、瑕疵担保履行法の施行により、住宅瑕疵担保責任保険への加入が義務づけられました。瑕疵担保責任保険は、主に基礎や雨漏り関係のトラブルが起きた時に、施工者に替わって保障するための保険です。

まず、この保険の存在そのものに必要性を感じていないつくり手がたくさんいることが回答から分りました。もともとつくり手と住まい手が顔の見える関係であればつくり手がメンテナンスや不具合の調査をするのはあたりまえという認識なので、必要性を感じていないのです。

我々のような顔の見える関係で家づくりする者にとっては、まったく不要な制度。(愛知県 設計士)

ハウスメーカーと違って、大工さんと施主さんの関係は信頼関係になりたっており、大工さんたちは「孫子の代まで面倒見つもりでむしろは家を建てとるでな」と言っています。そこに新たな金銭負担を生じさせるのはおかしい。(三重 材木店)

昔も今もこれからも、家づくりの責任はつくり手が担うべきものである。保険で逃げるのは、ハウスメーカーの都合。(京都 大工)

ふつうに大工が建てれば、10年以内に保険を適用せざるを得ないような事態はほとんど発生しない。大手メーカーの手抜き工事を助長するだけなのは？(三重 大工)

保険会社の基準には、建築基準法にはない雨漏り関係の規定があります。それによると、真壁づくり、木製建具は「雨風の浸入は本来の性質であって、瑕疵ではない」ということで、仮に雨漏り関係の問題が起きても、保険では「免責事項」ということで、保障されません。免責事項分だけ支払う保険料が安くなくなるわけがありません。保障されないことが分かっている保険に、決まった保険料を払わされる、書類作成や検査の受け入れなどの手間は増える。「いいとこ無し」のこの制度に、多くのつくり手が矛盾を感じています。

外部仕上げが土壁大壁、外部建具が不製建具、基礎は石という建物で、先日申し込みに受理してもらいました。外部壁、建具の雨水侵入は免費、構造部の歪みなどに対しても免費。ですが、費用は同じです。配筋検査も受けましたが「見る物がありません」と帰っていききました。(検査官も「費用は同じですか!」と言ってました。) 施主さんの意向があれば、保険料の見直しがあってもよいのではないのでしょうか？(三重 大工)

伝統木造の住宅の場合、壁や基礎が免費となってしまう、屋根の部分しか対象にならないのに、保険料は同じなのは、おかしい。(三重 設計士)

保険を使わない人が、使う人の分の保険金を払っているようで、矛盾を感じます。(兵庫県 大工)

過去の記事をご参照ください：
「住宅瑕疵担保責任保険 伝統構法の扱いは?」

保険会社の設計施工基準では、真壁づくりの伝統構法はなんと「想定外」の扱い? 保険法人との質疑を載せています。

多くの人が次のように結論づけています。

保険屋のためのもの。実際には支払われない。(滋賀 設計士)

実質上まったく利用することのできないような保険制度は、施主さんの利益保護になっていない。制度の存在自体に問題がある。(三重 大工)

これは任意でよい。(東京 設計士)

伝統構法の家が長期優良住宅ではないとは、いかなものか?

平成21年度の補正予算では、50億円もの国家予算を削いで、5000戸を長期優良住宅として認定し、一戸あたり100万円の補助金を出しています。

「長期優良住宅」というアイデアが出始めた頃は「20年住宅」と呼び習わされてきました。「20年住宅」(2009年という表現に根拠がないために、今ではそうは言いません)聞くと、すでに長い年月を経て今なおある伝統構法の家を思い浮かべますが、じつは、長期優良住宅の基準を詳しく見てみると、伝統構法の家は基準を満たすようがないことが分かります。

長期優良住宅の基準の条件の本身は、2009年に始まり、あまり普及しなかった任意の制度である、住宅性能表示制度の「耐震等級2等級(基準法の1.25倍の地震動に耐える)」や「断熱性能等級4等級(次世代エネルギー基準)」を満たすことなのです。

これは、ほとんどハウスメーカー向けにできた仕様であり、がんばって木造でつくりとすれば、合板だらけの家になってしまう。つまり、伝統構法はつけれないのです。実際に、長期優良住宅として応募のあった住宅のうち、伝統構法のものはずか数件だったそうです。このままの制度で古民家など、すでにある住宅ストックを活かす可能性は皆無です。長期優良住宅で、水平力を維持するために構造用合板を使えば、説明会で指摘される。こちらとしては火打梁もなるべく入れたくないので、床下地小屋組を合板でかためるように言われる。(北海道 設計士)

合板を使った○○ホームが長期優良住宅で、伝統構法の家がそうでないのはおかしい。名称と内容とが合っていない。(愛知 設計士)

長期優良住宅がなんのための制度なのか、本当に社会資本としての住宅ストックを大事にするものになっているか、あるいは単なるハウスメーカーの家づくりをやすくする、一部の業界のためだけに存在しているだけでないか、公正な目で、技術的な見直しが必要ではないでしょうか。本当に長持ちする家をつくるというよりは、中古住宅を転売しやすくするためのしくみではないのですか？(福岡 林業)

建物の構造の検討には、時間軸を考慮するべき。合板や金物など、20?30年でダメになってしまう材料に頼って100年もつ建物をつくることはできない!(愛知県 設計士)

用途地域による制限には、状況に応じて緩和するなど、融通が効いてもよいのでは?

用途地域によって、建てられる建物の用途や防火性能についての制限があります。まずひとつは、プレカット工場に発注するのもなく、自前の加工場で別み作業をする大工からの意見としては、代々、顔の見える関係で近所の仕事をしているエリアに、都市計画法の網掛けがされるようになると、そこで作業小屋をもつことがむづかくなります。地域の木工として、これは死活問題です。市街化調整区域に大工の作業小屋を建てられるようにしてほしい。(滋賀県 大工) また、防火地域、準防火地域、22条地域と、特に「延焼のおそれのある部分」にどれくらい木をあらわしにしているかが変わってくるのが、木の家づくりには大きな関係してきます。地域による網掛けで一律に、ではなく、たとえば敷地の幅が十分広く、建物周囲に空地の家を確保するなどといった場合の緩和措置があれば、市街地にも木の家の家並み、町並みを少しも実現できることになるかもしれません。特に東京では準防火、防火に加えて新防火地域があり、木を活かした建物が建てにくい、周囲の状況や建物配置などによる緩和があってもよいのでは？(東京 設計士)

建築士への不信にもつくり手の義務の付与により、余分な事務仕事や講習への出席など、負担が増えるばかり。

改正基準法は一般建築士による耐震偽装事件への反動から施行された改正建築士法は「建築士という資格をもっているだけでは信用できない」というスタンスで、建築士という新たな義務を課する用意になりました。具体的には、毎年の業績報告や3年毎に5時間の定期講習(修了時に○式のテストあり、不合格の場合は要再受講)の義務作業量は膨大。書いたところで、誰も見ないというのに。定期講習会費は高いし、内容は薄い。独特の講習会ビジネスになっているだけ。(熊本県 設計士)

また、あらたに構造設計一般建築士の資格をもつ、眼界計算など高度な構造計算が必要な物件について是有資格者の関与が必要とされるようになりました。コンクリートや鉄骨造など、ビルでよくないのでない場合には必要のない知識があり、逆に、どんなコンクリートや鉄骨造に詳しくても「木材のことは分からない」という建築士は多いのです。構造一般建築士が木造を熟知しているわけではなく、木造二級建築士の上に一級建築士をもうけるなどして、木造に特化した専門的な知識をもつ人として資格を与え、責任と権限をもたせてほしい。(愛知県 設計士)

建築をつくる側ではなく、審査する側にある建築士が「木造は分からない」と言い放つこともよくあるようです。法制度からははずれますが、資格制度以前に、大学の建築学でも、木造や木構造をきちんと教えるカリキュラムがないことにも原因がありそうです。自国の建築文化である木造建築が大学教育で正しく教えられていないというのは、文化伝承の上で片手落ちです。長期的には解決していくべき問題でしょう。

残すべき町並みを形成する持ち家には、相続税の緩和を

どんなに残すべき建物であっても、私的財産である以上、相続税を払いきれないというところでやむを得ず取りうるケースも多いようです。民家の改修などを通して、そうした事例に接してきているつくり手からの意見です。町並みを美しくする土地や建物については減税など、美しい町並みや風景が失われたいための対策が必要(埼玉県 大工)

適切な補修やメンテナンスをしている伝統構法の住宅を所有するものが相続する場合、地域の文化を継承しているという含意の評価のもとで、相続を軽減する。(愛知県 設計士)

京都の家改修を多く手がけておりますが、施主の悩みは次世代に引き継ぐことができるかどうか、ということ。まちなみを形成している、持ち家に対しては、住み継いでいきやすい緩和策や政策を考えないと、残せるものも残せなくなる。(京都府 大工)

伝統木造住宅の性能検証・設計法構築事業は伝統構法を残す方向で進められるべき。

実務者委員として事業に参加しているつくり手からの感想です。詳しくは次ページの新聞記事をご参照ください。現在つくられようとして進められている設計法は、昔からつくられた伝統構法を評価できていない。(滋賀県 設計士)

国交省の人の意識が変わっても、そのもて法をつくっている人たちのグループが変わらなければ、同じ。木造であれば、2×4であれ、土壁構法であれ、一部の学問に属する学者しか入ら込めないシステムができていく。立場や権威、利権で動く人たちが、手の内で勝負を進めていく現状を変えなければ、次世代の問題を先送りすることになる。自分たちが社会的な動きとして変革をおこし、このような構図を崩していかなければならない。(三重県 大工)

法律も、法律が変わったことも分かりにくい

これは伝統木造・伝統構法に限ったことではありませんが、今回のまとめを作成するにあたり、つくり手基準法は「分かりにくい」「条文を読むとまた別の条文を参照していて、あっちこっち飛んでいるうちに分からなくなる」ということがたくさんありました。

条文自体がなにか問題が起きるとパソソクを貼り、また別のことが起きるとその上からパソソクを貼るといった具合に何度も改訂を重ねてきており、その改訂が国民に周知されているかどうかも、そうでもありません。

今回もアンケートの中で「それはもう、別の告示が出て変わったよ」という例も、ありました。いつのまにか緩和されていたり、厳格化されていたり…。建築士がその変化についていけない場合も、よくあるようです。

建築基準法は、つくり手がきちんと参照することで、基準となりえます。そして、確認審査を受理する審査側が、法律の意図をよく理解し、現実と法律とを照らし合わせて良識的な判断ができることも必要です。

、法律そのものが分かり易く、よりよい建物をつくるための労力や時間が、法律を読み解くために浪費されないようであってほしいと思います。

そして、伝統構法・伝統木造に特化したことといえば、それがこれまで想定されてこなかった工法であったとしても、建築基準法がすべての建物を対象とする以上、建物のつくり方に応じた規定と、なっていない部分については、つくり方に応じた規定とはなにかを、再考する必要があるでしょう。

建築基準法の再改正が、ほかからぬ自国の建築文化が建築基準法の外におかれているという不自然な状況をも、礼しものであってほしいと願います。

このページは目次ページとして表示しています。

この「アンケート中間報告」は、2009年12月18日(金)まで公開で実施しているこのアンケートと同内容のものも、11月14日?15日熊本で行われた職人がつくる木の家ネットの第1期総会で実施して得た回答(201項目)から抜粋・整理し、中間報告としてまとめたものです。

家づくりに関わる法律は、建築基準法以外にもいろいろあり、それが障害になっている場合もあります。以下のQ9?Q15では、建築基準法以外のさまざまなポイントがあげられています。

無垢材と自然素材でつくる家に、24時間換気は必要ない

建築基準法の一部の告示として施行されたのですが「シックハウス法」と呼び習わされています。新建材や合板などに含まれるホルムアルデヒドなどの有害化学物質を抑制し、シロアリ駆除に使われていたクロロピリホスの使用を禁止することで、シックハウス症候群を減らすことを目的としています。

具体的には、ホルムアルデヒドを発生する内装仕上りや天井に使う建材の制限、24時間換気システムの設置義務づけといった内容になっています。無垢材や自然素材だけでつくる家にもっとも関係なさそうな法律ですが、義務づけられています。自然素材で窓も十分にとっているにも関わらず、全部屋に換気扇をつけなければならないのはおかしい。24時間換気も、家の内容に応じて決めるべきではないか。(静岡 大工)

耐力のことを考えると土壁に換気扇のための穴をあけるのは本当にいやなことだ。(奈良 設計士)

自然素材でできている居室でも給気口をつけないといけないといけなるといわれる。給気口だけが自然素材でないの、違和感がある。(兵庫 大工)

義務づけしている根拠としては、建築後にもちこまれる家具等に仕込まれる化学物質への対応としてという考えなのですが、むしろ家具等に使用される材料の方を規制すべきではないでしょうか。

もともと、有害な化学物質を出さないためにつくった法律なのだから、化学物質を出す必要はないはず。竣工前に計測して大丈夫であることを確かめるといいうり方にしてほしい。(福岡 設計士)

法律をつくるにあたって、自然素材の家もあるということを想定していたら、少なくともこのように、つくり方によっては無駄ではないようなものをおしなべて義務づける条文にはならないはずですよな。

住宅化税負担責任保険への加入義務づけは制度的に矛盾している。任意加入であるべき。

2008年10月から、瑕疵担保履行法の施行により、住宅瑕疵担保責任保険への加入が義務づけられました。瑕疵担保責任保険は、主に基礎や雨漏り関係のトラブルが起きた時に、施工者に替わって保障するための保険です。

まず、この保険の存在そのものに必要性を感じていないつくり手がたくさんいることが回答から分りました。もともとつくり手と住まい手が顔の見える関係であればつくり手がメンテナンスや不具合の調査をするのはあたりまえという認識なので、必要性を感じていないのです。

我々のような顔の見える関係で家づくりする者にとっては、まったく不要な制度。(愛知県 設計士)

ハウスメーカーと違って、大工さんと施主さんの関係は信頼関係になりたっており、大工さんたちは「孫子の代まで面倒見つもりでむしろは家を建てとるでな」と言っています。そこに新たな金銭負担を生じさせるのはおかしい。(三重 材木店)

昔も今もこれからも、家づくりの責任はつくり手が担うべきものである。保険で逃げるのは、ハウスメーカーの都合。(京都 大工)

ふつうに大工が建てれば、10年以内に保険を適用せざるを得ないような事態はほとんど発生しない。大手メーカーの手抜き工事を助長するだけなのは？(三重 大工)

保険会社の基準には、建築基準法にはない雨漏り関係の規定があります。それによると、真壁づくり、木製建具は「雨風の浸入は本来の性質であって、瑕疵ではない」ということで、仮に雨漏り関係の問題が起きても、保険では「免責事項」ということで、保障されません。免責事項分だけ支払う保険料が安くなくなるわけがありません。保障されないことが分かっている保険に、決まった保険料を払わされる、書類作成や検査の受け入れなどの手間は増える。「いいとこ無し」のこの制度に、多くのつくり手が矛盾を感じています。

外部仕上げが土壁大壁、外部建具が不製建具、基礎は石という建物で、先日申し込みに受理してもらいました。外部壁、建具の雨水侵入は免費、構造部の歪みなどに対しても免費。ですが、費用は同じです。配筋検査も受けましたが「見る物がありません」と帰っていききました。(検査官も「費用



このページは旧フォーマットで表示しています。

Like 5 ポスト

この「住まい手の手」は、2008年7月12日のこれ木連フォーラムに先立って、職人がつくる木の家ネットのつくり手の施主によびかけた「住まい手アンケート」の中から「建築基準法で伝統構法が建てにくくなっている現状についてどう思いますか？」という問いに対する回答をまとめたものです。

実際に建ててみて、壁にあたったことがありました

家づくりを経験することになり、初めて伝統構法が建築基準法によりいろいろな規制を受けていることを知りました。日本の家は多様化し過ぎていてのですね。銀行に融資を申し込みに行った時の窓口対応などから、「(手馴れた)ハウスメーカーの営業がやるのが一般的なんだな」と感じる場面がいくつもありました。セックが積み重ねて来た先人の知恵は、次の世代に引き継いで貰わないと困る。本当に！！資金調達の際は世間から迫害を受けているような感覚さえありました。腹立たしいです。シッハウスからみで換気が強制されているようですが(間違っていたらごめんなさい)、無垢材と漆喰壁の家では換気ゼロでも問題ないと思います。

日本の伝統文化、町並みを守り、受け継ぐ制度や教育であってほしい

伝統構法は永年に渡り、日本の気候・風土に適するように考えられて来た知恵の集積であるから、時代は変わっても今の気候・風土にも適合するはず。せっかく積み重ねて来た先人の知恵は、次の世代に引き継いで貰わないと困る。伝統は受け継いでこそ伝統だと思えます。そして伝統は価値があるから受け継がれていくのだと思えます。耐震性やさまざまな規制やマンパワーの関係でどうしようもない問題なのかもしれませんが、伝統構法は伝授されてこそ伝統だと思いますし、もっと住まい手・つくり手が活躍して欲しいのです。長く続いてきた伝統的な技術には、どのような分野においても、歴史の中で培われてきた大事なものがあこれからも引き継がれるべき卓越した技があると思います。それらは日本の宝物ではないでしょうか。伝統構法の良さ、技術が法律のせいで次世代に残せなくなるとしたら、とても残念な制度により伝統が壊され、職人も育たず、悪循環にあると思えます。

私も家を建てるまでは伝統構法について殆ど知りませんでした。家づくりの需要と供給の実態や制度について、学校教育の中にももっと登場すべきだと思います。日本の文化を守るという視点を大切にしてほしい。ヨーロッパの家並みを日本の住宅にとり入れた分譲地域は、陳腐なテーマパークのように見えてしまい残念です。日本の気候風土にあった家を町作りの基本と考え、職人一人町並みを造ることができたら、日本の地方がどれほど魅力的になるかわりません。日本の山を守り、日本の伝統を守るとして行政をおこなうのなら、むしろ日本建築を取り入れた町並みを推奨し、補助金や規制等で有利にしていくのが、政治家のやるべきことではないかとおもいます。

「街づくり」の理念・合意を地域から作り直すこと。住宅専用地域などの地域指定を増やすこと。先祖伝来の技術を政府が阻害する国は、世界にも珍しい。万が一法隆寺が倒壊したら、次の再建はコンクリートつくりになるのだろうか。または洋風建築の法隆寺にでもなるのだろうか？

伝統木造の性能がもっと評価されているのでは？

今後、伝統構法の家の検証が更に進むことを期待する。そうすれば制度の中に位置づけられるチャンスも来ると思う。防火や基礎(緊結)の問題については、木造であっても、構造計算などでももっと実証的な研究とその成果の設計への適用などが大切だと思います。(素人の「感じ」です)経験や軽視し、数値だけで強度等の性能評価することは、一言で言えば浅はかと思えます。数値化できないところに真の技能があることを、法隆寺という歴史建築物が示していることにも謙虚になるべきと思えます。何を持って性能評価とするか、その根拠は何か、利害関係が潜んでないかを公明正大に議論されるべきと思えます。一方で伝統構法の妥当性のデータ収集や技能検定のような仕組みも必要と思えます。

本当は伝統工法に問題が多いのか、昨今の工法や輸入材の多用などにも実は別の大きな問題がないのか、もっと本格的に検証した上で結論を出すべきである。法律で縛るのならば、構造や耐震強度などを誤魔化さないようにするべきで、「このやり方ではないと許可できない」といった形にするべきではないと思います。安全面などで住み手に情報が公開されるように変えてほしいです。東京の真ん中で木造住宅をまとも想像することは不可能です。今回の建築基準法の改正はモルタル空間の中で空想された産物で、伝統的な建築は完全に無視されました。しかし、よく考えると、伝統的工法とはどのようなものなのか、またもな構造材とはどのようなもので強度をどの程度前提に設計すればいいのか、といった基本的な点で作り手の間でコンセンサスが得られていないような状況ではないかと思えます。間違った前提に立った法律は変えてゆくものです。今後は、伝統工法のプラットフォーム、無垢の木の強度など、異なった背景をもった方でも理解できるような資料を提供しあげることが必要となってくるのではないのでしょうか。

現代工法とは違う伝統構法なりの耐震性がきつとあるはず

耐震構造は大切なことですが、伝統構法の家でしっかり建てたものは何百年と大震災にも耐えた建築もあるもので、伝統構法を排除しないで欲しいと思えます。逆に数値ばかりを頼りにして、改ざんができてしまうようなものこそ取り締まるべきではないでしょうか？古い寺や神社、古民家が長く保存されているのを見ると、耐震性等は、ただ剛性だけでは測れないのではないかと想像されます。このあたりのデータを出して、役人に示せばいいと思います。現在の制度下では、伝統的な日本建築は衰退してしまうのではないかと心配です。筋交いや金物で補強すれば簡単に地震に強い構造になるかもしれませんが、違った目線(他の方法)で、伝統的な匠の技を使用して、誇りに強い伝統構法の家が出来るのか検討しても良いのではないのでしょうか。そのためにも、机の上のデータではなく、より多くの現場の意見・声を聞くことが大事だと思います。

耐火・耐震性に優れた方法(材料・工法)の研究、それに伴う詳細なデータの収集と地道な周知活動を、これからしていただきたいと思えます。耐震や防火等の制度については、改正されるよう、データを出し、世論に訴える等々、ぜひとも専門家の方々の努力をお願いしたい。強度、耐震性、防火の面で誤解され、悪くみられているからだと思います。本来なら、制度的に優遇されてもいいのではないかと思えます。伝統構法の家の方が、長い目で見て丈夫だと思おう。これだけ地震が増えてきますと、やはり「昔の方々に学んで、日本の気候に合ったやり方を学んでいかなければならない」というメッセージを、もっと世間にも送るべきだと思います。伝統構法のよさが数値として証明される機会でもあるのかと思いますのでなんとかがんばってほしいです。

伝統構法の方が耐用年数が長いと思う

よくは解らないのですが、耐震性なども工夫する事で、クリアできるのではないのでしょうか。コンクリートのビルが汎用建てられていますが、セメントを作るのに多大なエネルギーを使い、CO2を排出しているとききます。そして耐用年数は30年とか(まちがっていたらごめんなさい)木材のほうがずっと長持ちするのではないのでしょうか。家の解体をしている人から次の話をきいたことがあります。「現在一般的に建てられている梁や金物で固定する家を解体するのは簡単です。コンボで引くれば、金具はさびているし、固定されている部分も緩くなっているのが多いので、すぐにボロボロと崩れてしまいます。」中の断熱材が水分を吸って重さでずり落ちカビだらけ。伝統工法の家は、コンボで引く張ってもジワ〜とたわみ、なかなか崩れない。本当は解いたが良いけど、崩す場合は大変だよ。」と聞きまし。どちらが丈夫な家なのか？簡単に分かることですが、制度を作った人に両方を解体させてみたらどうでしょう？丈夫な家が制度上作りにくいのはおかしいと思えます。

なぜ、伝統構法は基準法から置き去りにされてきたのだろう？

法律とは、本来常識以前のものを取り締まること、目的にあって最低限ラインをひくものであったと認識していますが、どうも近頃の法改正をみていると、何だか、役人の責任逃れのためにラインをあげている指向が見受けられます。法が変わるたびに翻弄させられる、かといって、法が絶対的というものではないのに、いろいろ方向性を認めないのは如何なものかと思われます。以前、テレビで地震に遭った家が出ていましたが、百年経っていても、もちろん、基礎はありません。礎石の上で土台が回って足固めでできていました。外から見ると余り傾いていないのに、アナウンサーが「現代のように基礎もないし危ないので、リフォームできないので、建て替えようですね。」と書いていたのが、現代のような豊構築しか認めない風潮はおかしい、また、全く画面では、免震構造で、多少ずれているのかもしれないと思われましたが、どうも、基礎が弱く崩れている風潮というか、一つしか認めない、他を排除する傾向に合点がいきます。家造りにどれが正しいという解答があるのでしょうか。現代のような金物だらけの家造りに群集してしまっています。木が嘆いてくれるようでは何とかしてあげたい気持ちにもなります。木が自らの命をうまく生かしてくれたい大工に出会えたときには、きっと、嬉しく思っていることでしょう。木心のわかる、わかろうとする職人が増えることを願っています。

故意に自分の利益を優先するために、安全性を無視して建築したり、不注意や未熟な技術から危険な建築物を建てることは法律で取り締まらなければならないことだが、現在一般的な在来工法と違うからという理由で、在来工法の枠にあってはまらないものを画一的に違法とするのは在来工法の問題点を見直す上でも、問題だと思おう。規制をなくしても、伝統構法の技術は失われつつあり、日本の気候風土に適して、国内の環境にも木材輸出国の環境保全にもよい伝統構法は規制ではなく、保護していく必要があると思う。伝統工法に問題があるのではなく、現在の流れと違う家に対して受け入れられないだけで、世界一のタワーなどでも最期は法隆寺の作り方や昔の技術に戻る。新しいものが正しいと思う人の心がずれていると思う。良いモノは良い。一番の問題はやはり予算の点と職人さんの良い仕事(技術)がもたらせる伝統工法は、制度的に汎用性が難しく誰か建ててもバラツキのない現代の工法が制度として統一しやすいのかなと思う。

役所(国交省)は、管理のしやすさを最重要にしています。技量や材料による品質の不安定したものを嫌うようです。要は、工業製品化したいのでしょう。これではだめです。伝統構法が継続出来るよう、頑張ってください。

なにか利害がからんでいるのだろうか？

欧米の輸入住宅をもてはやし、大手ハウスメーカーのなんだか難しい工業技術を駆使したなんとか工法を擁護する政府は、利権が絡んでいるのだろうか。伝統工法が建てにくい理由のひとつは、中小の工務店が中心だから、ではないだろうか。大手ハウスメーカーや住宅輸入業者は、政府に対しても相当な利益団体になっていると思われる。もしそうでなければ、愚かとか思えない。エコ住宅という偽善の根本的問題を、考えて欲しい。制度を考へる人たちが、建設会社や工務店などと(癒着?)あまり近くたって要望を受けているのではないですか。大学で学んだエリートの方々の知識が、職人さんの知恵よりえらいし確かだと思われているのでは。大学教授は棟梁よりかっこいい、えらいとか。勉強不足。それとも圧力ですか。住宅メーカーと結びついているのでしょうか。よくあることです。

顔が見える関係の中で、つくり手と住まい手の自己責任による家づくりを

大手ハウスメーカーなどもかく、施主と綿密なやりとりをする設計・施工業者については、国土交通省のうるさい規制は不要と思う。施主の自己責任で構わない(例外があるとすれば防火のみ)。規制によって自分が保護されているとはまったく感じない。規制のせいで希望が薄らなったり、余分な金銭的負担をさせられたりするだけ感じる。一部の不良業者のために国が規制を強化するのはおかしい。罰則を強化&情報を逐次開示するだけでもいいと思う。施主が建てたいと思って建ててくれる家なのに『自己責任において建築します』と一筆書いて建てさせてくれないですか。建築基準法も役所が管理しやすいものだけをOKとする。『日本は過保護と責任逃れの国』です。この件については、『木の家ネット』には大いに頑張ってもらいたいですね。

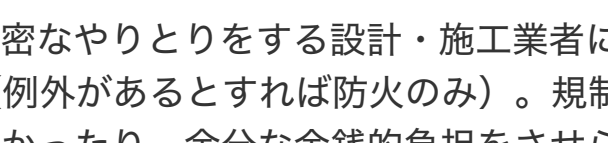
制度をつくっている人たちに、もっと分かってもらいたい

制度を作っている人に、もっと伝統構法のよさ・強さを分かってもらう研修会・PRが必要なのでは？本当の事を申し上げると、伝統構法の家が建てにくくなっている制度的な現状を知りませんでした。残念な事です。私たは家族はこの家に住んでいる者として、この家のこころ良さを伝えたくて、親族や友人、知人に、我が家を体感してもらっていました。何軒かが同じ様な伝統構法の家を建てられました。その現状が続いてくれることがうれしくてしかたのない家族です。お役所の人にはもっと勉強して欲しいですね。そのために伝統構法の家に関するデータが必要なのではないでしょうか。何でも悲しいことだと思っています。何か政治と絡みがあるのかは分かりませんが、自分たちの利益のためばかりを考えてほしくないです。家は、商品でないことを分かっていたらいいです。法律や制度を考へて決める部分の間違っている。現場の声や、長期的ビジョンを持つ見識有る人たちの声が届いていないのではないかと。はやく改善しないと、伝統的な技が消えてしまうのではと心配。制度の問題であれば、変更すべきだと思う。外国の工法であった2x4工法は、そんな問題はないはずだと思う。アメリカからの圧力だとすぐに法改正するからいだから。制度本来の目的と消費者の利益が相反していると思います。もともと家を建てるのに時間がかかるのに、さらに申請・認可で時間がかかるのは建てる側としてもどうかと思います。なんとかよいおとどころがないのでしょうか。幾つかの要因が絡み合っって厄介な問題だと思います。大資本系の住宅販売会社を利用するためという、汚い商業もあつますし、消防当局の、熱心ではあっても科学的思考に欠けるという傾向も大きな要因だと思います。また、伝統構法の価値を理解して不合理な法制度に対して異を唱える市民勢力があまりにも小さいということも考えていかなければならないでしょう。ただ、どの要因も、考へることを厭い知恵と技を磨るにする社会の風気が土壌となつていて、これを改善することなしには状態は良くならないですよ。安全重視もわかりますが、住む人の意見も聞いてはどうかと思つています。

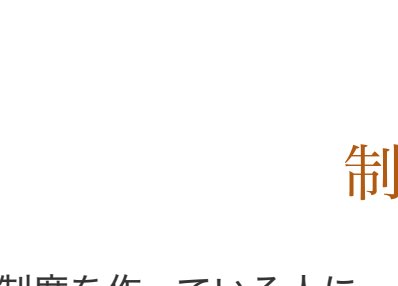
その他

建築士制度の中でも一級建築士はコンクリート造の建物の建築技術を担保している。木造は二級で担保されているが、伝統工法は民間でも良いから、その資格制度を確立し、品質の性として位置付けることが不可欠だと思う。

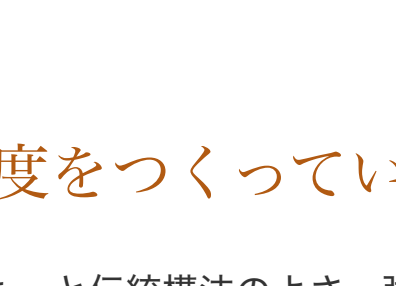
Like 5 ポスト



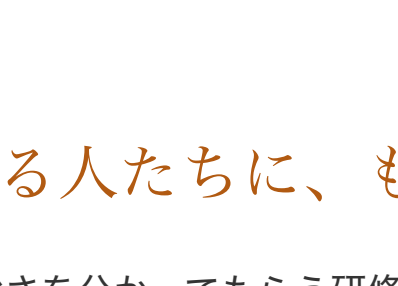
関連する記事はこちら



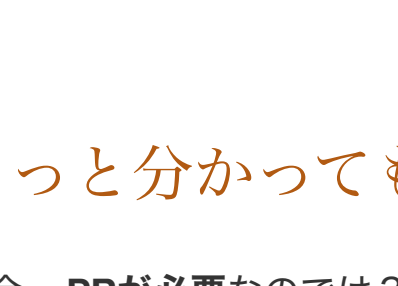
速報! アンケートの全回



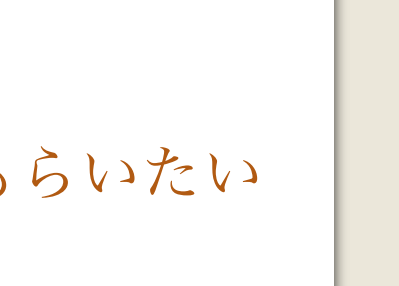
第三回これ木連フォーラム「伝統構法はこれから大機好光教授の展望は？」の報告



伝統木造設計法構築から大機好光教授の展望は？



伝統木造設計法構築に向けて、実物大実験!

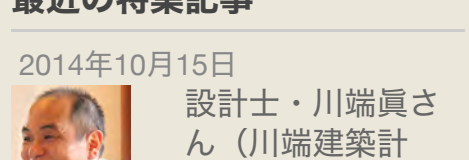


鈴木祥之先生(立命館大学)報告：伝統構法で使える耐震設計法を探る

木の家イベントカレンダー

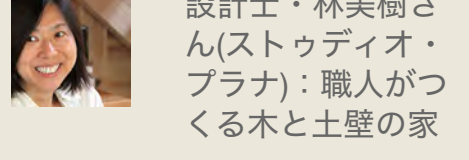
最近の特集記事

2014年10月15日



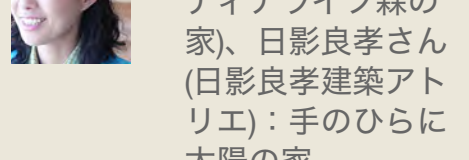
設計士・川端眞さん(川端建築計画)：小さな石場建ての家

2014年8月8日



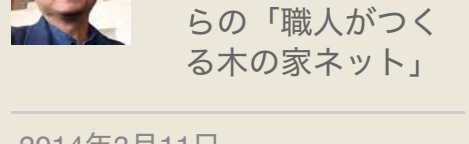
設計士・林美樹さん(ストゥディオ・プラナ)：職人がつくる木と土壁の家

2014年6月5日



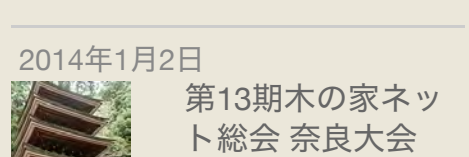
大場大真さん(サステナブルライフの家)、日影良孝さん(日影良孝建築アトリエ)：手のひらに太陽の家

2014年5月1日



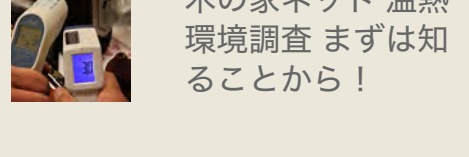
新代表 大塚忍インタビュー これからの「職人がつくる木の家ネット」

2014年3月11日



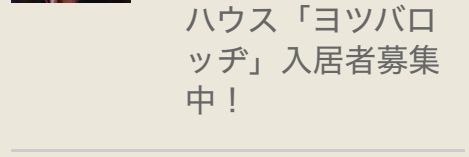
3.11後を生き抜くコミュニティの力 社団法人 福貴満より

2014年1月2日



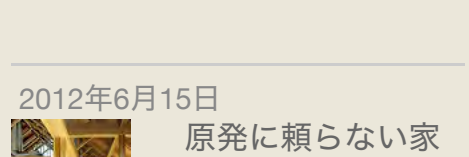
第13期木の家ネット総会 奈良大会

2013年6月17日



木の家ネット 温熱環境調査 まずは知るそこから!

2013年1月28日



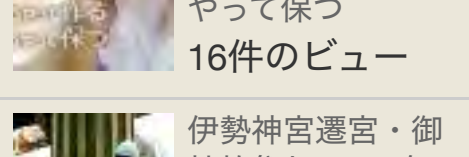
工務店・星野将史さん(星野土殖)：木組土壁のシェアハウス「ミツバロケット」入居者募集!

2012年11月30日



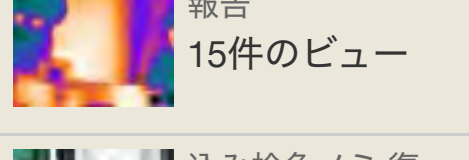
第12期木の家ネット総会 栃木大会

2012年6月15日

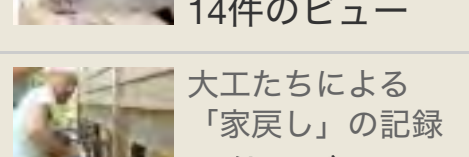


原案に頼らない家づくり&暮らし方

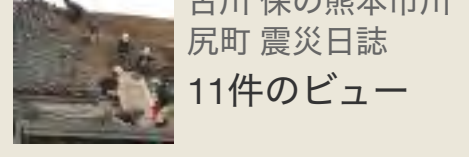
人気のある記事



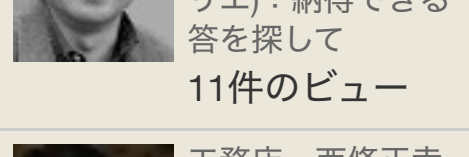
家のお風呂 こうやって作る、こうやって保つ 16件のビュー



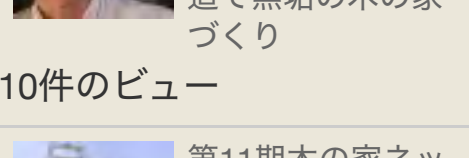
伊勢神宮深宮・御社始祭り：300年の大木を伐る! 16件のビュー



冬の温熱調査合報告 15件のビュー



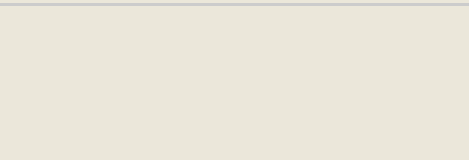
込み性ノミ復活! 松井敏工所訪問記 14件のビュー



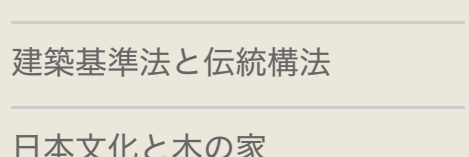
大工たちによる「家風」の記録 14件のビュー



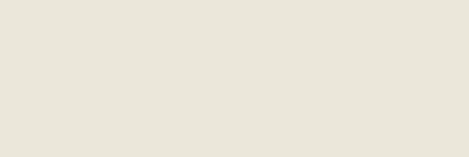
古川 保の熊本市川尻町 震災日記 11件のビュー



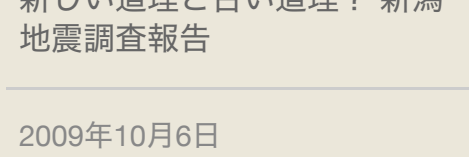
設計士・丹羽明人さん(丹羽明人アトリエ)：納得できる答を探して 11件のビュー



工務店・西條正幸さん(ピオラス西條デザイン)：北海道で無垢の木の家づくり 10件のビュー



第11期木の家ネット総会 宮城大会 9件のビュー



設計士・川端眞さん(川端建築計画)：小さな石場建ての家 9件のビュー

この記事のタグ

このまちなみを次世代に

建築基準法と伝統構法

日本文化と木の家

木の家の安全性を考える

同じタグがついた別の記事

2005年4月25日
新しい道理と古い道理? 新潟地震調査報告

2009年10月6日
第三回これ木連フォーラム「伝統構法はこれからどこへ向かうのか?」の報告

2001年11月25日
工務店・渡邊隆さん(風基建設)：五十年後、百年後に木の家が残る現場をつくること

2009年1月26日
伝統木造設計法構築に向けて、実物大実験!

2008年11月28日
第八期木の家ネット総会・小江戸川越大会のレポート

北海道・東北	北海道・東北	関東(東京以外)	甲信越・北陸	東海	関西	中国・四国	九州
北海道	青森県	栃木県	新潟県	岐阜県	滋賀県	鳥取県	福岡県
岩手県	宮城県	群馬県	富山県	静岡県	京都府	岡山県	佐賀県
秋田県	山形県	埼玉県	石川県	愛知県	大阪府	広島県	長崎県
山梨県	山梨県	千葉県	福井県	三重県	兵庫県	山口県	熊本県
		東京都	長野県	奈良県	奈良県	徳島県	大分県
			長野県	和歌山県	和歌山県	香川県	愛媛県
						高知県	

このページは旧フォーマットで表示しています。

Like 5 5

2009年(平成21年)11月29日 日曜日

匠の知恵生かす設計法作れ

「伝統木造構法」といって、家を建てる方法を言っている。建築士が、伝統木造構法を学ぶべきか、という疑問が、最近よく聞かれる。建築士が、伝統木造構法を学ぶべきか、という疑問が、最近よく聞かれる。建築士が、伝統木造構法を学ぶべきか、という疑問が、最近よく聞かれる。

野の 匠 雅之 建築士

「伝統木造構法」といって、家を建てる方法を言っている。建築士が、伝統木造構法を学ぶべきか、という疑問が、最近よく聞かれる。建築士が、伝統木造構法を学ぶべきか、という疑問が、最近よく聞かれる。

平成21年11月19日、第173回国会（臨時会）、国土交通委員会で、西田実議員が前原国交省大臣、馬淵国交省副大臣との間で行った質疑応答の様子はインターネットで視聴することができます。

インターネット中継

上記リンクからうまく視聴できなかった場合

「参議院インターネット審議中継」のページにアクセス
画面左にある「会議名からの検索」より「国土交通委員会」をクリック
画面右側が国土交通委員会のリスト表示に切り替わります。そのリストの中から「2009年11月19日」を探し出します
「2009年11月19日」の文字をクリックすると4時間7分もある全体を再生しはじめられますので、4時間7分という収録時間のすぐ右に並んでいる3つのアイコンのうち、真ん中のアイコン（背広姿の人物）をクリック。
そうすると、委員会の一覧の下に「発言者一覧」というリストがあらわれます。8人分のリストの下から2人め「西田実仁(公明党)」をクリック
配信方法を訊ねられますので、再生したい方式を選んで「決定」ボタンを押します。

- ※ 検索画面から、11/19、国土交通委員会、西田実仁議員という3要素で検索をしても、たどりつけます。

再生するには、Windows Media Playerか、Silverlightという再生ソフトが必要です。Windows Media Playerは、ほとんどのWindowsコンピュータにはあらかじめインストールされていますが、無い場合、もしくはMacOSXの場合は、こちらから無料でダウンロードできます。

[Windows Media Player](#)

Like 5 5

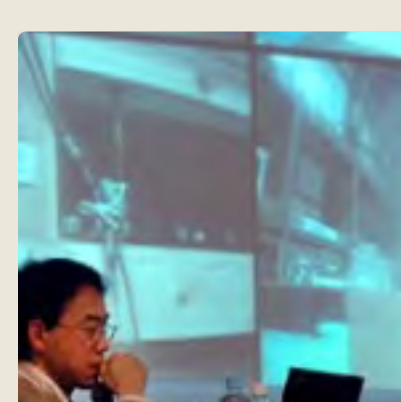
関連する記事はこちら



速報！アンケートの全回答とまとめ



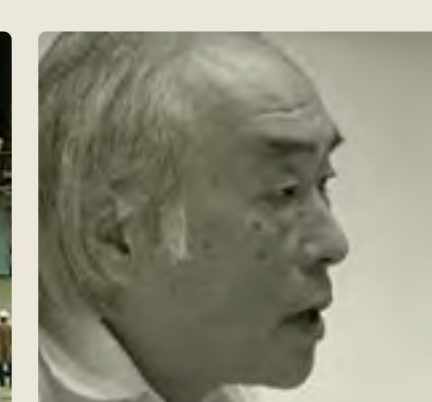
第三回これ木連フォーラム「伝統構法はこれからどこへ向かうのか？」の報告



「伝統木造のこれから」大橋好光教授の展望は？



伝統木造設計法構築に向けて、実物大実験！



鈴木祥之先生(立命館大学教授)：伝統構法で使える耐震設計法を探る

木の家イベントカレンダー

最近の特集記事

2012年4月26日
工務店・西條正幸さん(ビオプラス西條デザイン)：北海道で無垢の木の家づくり

2012年1月4日
第11期木の家ネット総会 宮城大会

2011年10月27日
工務店・直井徹男さん(宇野総合計画事務所)：夏涼しく、冬温かい木と土の家をつくる

2011年8月6日
環境工学者・宇野勇治さん(宇野総合計画事務所)：夏涼しく、冬温かい木と土の家をつくる

2011年7月2日
山への思いを受け継ぐ

2011年5月29日
木の家ネット会員の声：地震・津波・原発災害で考えた事

2011年4月25日
林業・岡崎定勝さん(岡崎製材所)：製材所からはじまる木の家づくり

2011年3月28日
10周年企画：木の家ネット誕生物語

2011年1月29日
木の家ネット第10期総会・神奈川大会の報告

2010年12月26日
大工・村上幸成さん(村上建築工房)：チームで大きな木の仕事をしたい！

人気のある記事

家のお風呂 こうやって作る、こうやって保つ
16件のビュー

伊勢神宮遷宮・御袖始祭り：300年の大木を伐る！
16件のビュー

冬の温熱調査合宿報告
15件のビュー

込み栓角ノミ復活！松井鉄工所訪問記
14件のビュー

大工たちによる「家医し」の記録
14件のビュー

古川 保の熊本市川尻町 震災日誌
11件のビュー

設計士・丹羽明人さん(丹羽明人アトリエ)：納得できる答を探して
11件のビュー

工務店・西條正幸さん(ビオプラス西條デザイン)：北海道で無垢の木の家づくり

10件のビュー
第11期木の家ネット総会 宮城大会
9件のビュー

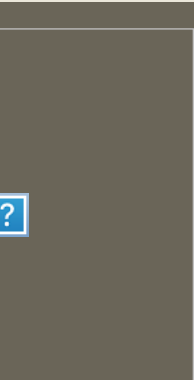
設計士・川端眞さん(川端建築計画)：小さな石場建ての家
9件のビュー

この記事のタグ

- このまちなみを次世代に
- 建築基準法と伝統構法
- 日本文化と木の家
- 木の家の安全性を考える

同じタグがついた別の記事

- 2009年3月25日 「伝統木造のこれから」大橋好光教授の展望は？
- 2004年6月25日 火の用心 (後編)
- 2001年11月25日 工務店・渡邊隆さん(風基建設)：五十年後、百年後に木の家が残る環境をつくること
- 2008年3月27日 このまちなみでずっと残っていてほしいあの家も「既存不適格」？
- 2003年12月25日 土壁告示



事務局
〒711-0906
岡山県倉敷市児島下の町5丁目7-3
児島倉内
mail: jimukyoku@kino-ie.net
tel: 086-486-5464

木の家ネットとは つくり手リスト 特集 入会案内 イベントカレンダー 問合せ

地域別つくり手リスト

北海道・東北	関東(東京以外)	甲信越・北陸	東海	関西	中国・四国	九州
北海道	栃木県	新潟県	岐阜県	滋賀県	鳥取県	福岡県
青森県	群馬県	富山県	静岡県	京都府	岡山県	佐賀県
岩手県	埼玉県	石川県	愛知県	大阪府	広島県	長崎県
宮城県	千葉県	福井県	三重県	兵庫県	山口県	熊本県
秋田県	神奈川県	山梨県		奈良県	徳島県	大分県
山形県	関東(東京)	長野県		和歌山県	香川県	
	東京都				愛媛県	
					高知県	